

予算常任委員会議事録

(令和5年3月7日)

予算常任委員会議事録

- 1 日 時 令和5年3月7日(火) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 辻本 馨 副委員長 藤井千代美
 委員 斧田 秀明 建石 良明
 西田いく子 森田 忠彦
 村井 浩二 辻本 博之
 中村 直幸
 議長 山田 強
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 住民人権課長 木村 厚江
 副町長 齋藤 健吾 地域整備課長 鳥取 勝憲
 教育長 中道 雅夫 観光産業課長 小路 展裕
 政策総務部長 小角 孝彦 環境農林課長 木下 明紀
 まちづくり推進部長 村上 正規 子育て支援課長 川久保みのり
 健康福祉部長 子安 逸二 福祉介護課長 武部 勝浩
 教育次長 池田 貴則 いきいき健康課長 堀内 孝茂
 秘書政策課長 西本 武史 保険医療課長 松岡 健一
 総務財政課長 辻本 知也 教育総務課長
 兼学校給食C所長 正野 正
 会計管理者
 兼会計課長 奥埜 哲生 学務指導担当課長 矢野 敦則
 自治防災課長 辻中 一嘉 生涯学習課長 東條 信也
 税務課長 田中 信幸
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書 記 木下 雄平
- 7 傍聴者 _____
- 8 会議に付した事件
 (1) 議案第4号 令和4年度太子町一般会計補正予算(第11号)
 (2) 議案第6号 令和5年度太子町一般会計予算

午前 9時30分 開会

○辻本（馨）委員長 皆さん、おはようございます。

本日、予算常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

予算常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、議案第4号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第11号）及び議案第6号、令和5年度太子町一般会計予算の2件でございます。

何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○辻本（馨）委員長 本日は全員出席されていますので、会議は成立いたしました。

これより委員会を開会いたします。直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、補正予算案件が1件、当初予算案件が1件の計2件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

それでは、議案第4号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第11号）、これを議題といたします。

本件について説明を求める前に、皆様にお諮りいたします。

内容の説明について、まず政策総務部及び健康福祉部所管の歳入歳出の説明を一括して受け、質疑をした後、理事者側の交代を行い、まちづくり推進部及び教育委員会所管の歳入歳出の説明を一括して受け、質疑に移りたいと考えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、政策総務部及び健康福祉部所管の歳入歳出について、一括して説明を求めます。

○小角政策総務部長 おはようございます。

それでは、議案第4号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1頁をお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千820万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を68億3千452万2千円とするものでございます。

第2条の繰越明許費でございますが、4頁をお願いいたします。

第2表、繰越明許費として、表を添付しております。新型コロナウイルス感染症対策事業は、太子町版特別定額給付金の申請が年度末に行われた場合に発生する、4月以降の支払いに対応するものでございます。また、山田小学校東校舎トイレ改修事業につきましても、令和4年度予算に対応した国庫補助事業であり、今年度で執行することが困難であることから、それぞれ翌年度へ繰り越すものでございます。

第3条の債務負担行為の補正でございますが、5頁をお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正として、表を添付しております。障がい福祉計画策定業務委託事業は、令和4年度及び5年度の2か年で予定していました障がい福祉計画の策定作業に必要となる国の基本方針が示されなかったため、業務委託の年度内契約が困難となったことから、債務負担行為を廃止するものでございます。

4条の地方債の補正でございます。6頁をお願いいたします。

第4表、地方債の追加で、山田小学校東校舎トイレ改修事業を、地方債の変更では、高規格救急車整備事業の事業費精査に伴うもので、それぞれ借入限度額及び借入条件を定めております。

それでは、議会事務局、政策総務部が所管します補正内容の説明についてご説明申し上げます。

補正予算書の16、17頁をお願いいたします。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、事業別区分3の新型コロナウイルス感染症対策事業は、補正予算第1号で予算編成させていただきました映像配信システム等導入工事請負費に、国庫支出金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当したことによる財源内訳補正でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1億378万2千円の増額、事業別区分6の秘書人事管理事業、補正額394万5千円の減額は、会計年度任用職員

報酬や期末手当等、事業費の精査による減額補正でございます。

7の総務一般管理事業は、庁舎用消毒用品購入に係る経費を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当したことによる財源内訳補正でございます。

13の基金積立事務事業、補正額1億772万7千円の増額は、財産売払収入と、決算見込みに伴う余剰金を公共施設整備基金へ積立てを行うものでございます。

15の新型コロナウイルス感染症対策事業は、補正予算第4号で予算編成させていただきましたDX推進会議委員用のタブレット端末等備品購入費に、国庫支出金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当したことによる財源内訳補正でございます。

同じく、16の新型コロナウイルス感染症対策事業は、補正予算第4号で予算編成させていただきました、職員間の接触機会を減らすため庶務事務システム電子申請機能を拡充する業務委託関連事業に、国庫支出金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当したことによる財源内訳補正でございます。

次に、4目財産管理費、事業別区分1の庁舎維持管理事業450万円の減額は、庁舎警備委託料で、入札結果による減額補正でございます。

次に、6目自治振興費、事業別区分2の地区・町会等運営事業は、基金繰入れを一般財源としたことによる財源内訳補正でございます。

18頁、19頁をお願いいたします。

9目広報費、事業別区分3の新型コロナウイルス感染症対策事業は、補正予算第4号で予算編成させていただきました、LINE公式アカウント情報配信サービス利用料に、国庫支出金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当したことによる財源内訳補正でございます。

10目企画費、事業別区分1の企画一般事業は、当初予算で予算編成させていただきました三世代同居・近居支援補助金の一般財源を基金の繰入れとしたことによる財源内訳補正でございます。

4のふるさと太子応援基金寄付金事業は、一般財源を基金の繰入れとしたことによる財源内訳補正でございます。

6の新型コロナウイルス感染症対策事業は、補正予算第1号で予算編成させていただきました太子町版特別定額給付金事業、及び同じく第4号で予算編成させていただきました公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金に、国庫支出金で新型コロナウイルス感染

症対応地方創生臨時交付金を充当したことによる財源内訳補正でございます。

1 1 目電子計算費、補正額454万4千円の減額は、事業別区分1の電算共通維持管理事業82万6千円及び、事業別区分6の自治体DX推進事業371万8千円は、入札結果等事業費の実績精査による減額補正でございます。

2 項徴税費、1 目税務総務費、補正額80万円の減額は、事業別区分4の町民税課税事業の町・府民税賦課事務委託料の事業費精査による減額補正でございます。

次に、少し飛びますけれども、26、27頁をお願いします。

4 款衛生費、3 項上水道費、1 目上水道費、事業別区分1、新型コロナウイルス感染症対策事業は、補正予算第1号と第4号で予算編成させていただきました大阪広域水道企業団水道料金減免負担金に、国庫支出金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当したことによる財源内訳補正でございます。

次の28、29頁をお願いします。

8 款消防費、1 項消防費、2 目常備消防費、補正額782万円の減額は、事業別区分1、常備消防事業の常備消防委託料は、事業費の実績精査による減額補正でございます。

また少し飛びますけれども、36、37頁でございます。

1 1 款公債費、1 項公債費、2 目利子、補正額290万円の減額は、事業別区分1、町債利子償還事務事業の一時借入金利子290万円で、事業費の精査による減額補正でございます。

続きまして、歳入でございます。10頁、11頁をお願いいたします。

1 款町税、4 項市町村たばこ税、1 目市町村たばこ税、1 節現年度分2千400万円の減額は、決算見込みによる減額補正でございます。

6 款法人事業税交付金、1 項法人事業税交付金、1 目法人事業税交付金1千359万4千円の増額。

1 1 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、1 節地方交付税6千175万6千円の増額となっております。

1 5 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、補正額1億9千177万1千円の増額は、1 節総務管理費補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

1 2 頁、1 3 頁をお願いいたします。

1 7 款財産収入、1 項財産売払収入、1 目財産売払収入、補正額772万7千円の増

額は、1節財産売払収入で、土地売却が当初見込みより高価売却されたことによる増額補正でございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額3億7千389万2千円の減額は、1節財政調整基金繰入金で財源調整として予算措置しております。

14、15頁をお願いいたします。

2目太子まちづくり「夢」基金繰入金、補正額46万円の減額は、基金充当先であります英語検定試験検定料補助金の事業費精査に伴うものでございます。

3目ふるさと太子応援基金繰入金、補正額1億6千360万円の増額は、ふるさと太子応援基金でございます。

次に、22款町債、1項町債、3目消防債、補正額450万円の増額は、1節消防債で高規格救急車整備事業債の増額補正で、4目教育債、補正額1千440万円の増額は、3節学校債で、山田小学校東校舎トイレ改修事業債で、事業実施に伴う増額補正でございます。

以上が議会事務局、政策総務部が所管します補正内容でございます。

○子安健康福祉部長 続きまして、健康福祉部が所管いたします補正予算の内容についてご説明申し上げます。

まず、歳出予算でございます。補正予算書の20、21頁をお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の事業別区分9、新型コロナウイルス感染症対策事業は、原油価格や食料品の高騰を受けながらも、介護や障がい福祉サービスを提供する事業者に対して支給いたします太子町介護保険・障がい福祉サービス事業所物価高騰対策緊急支援金に対し、本補正予算に計上いたしております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当したことによる、一般財源から国庫支出金への財源内訳の補正となっております。

次に、2目障がい福祉費、補正額176万円の減額、事業別区分5、障がい者施策推進事業の12節委託料で、障がい福祉計画策定業務委託料を176万円減額いたしております。これは、第6期となる現在の障がい福祉計画の計画期間が令和5年度までとなっていることから、令和4年度、令和5年度の2か年で次期障がい福祉計画の策定を予定し、令和4年度当初予算に策定費用として委託料を計上していましたが、次期計画策定に当たり必要となります国の基本指針の見直しが遅れたことにより、令和4年度中に業者への発注が困難となったため減額するものでございます。

次、7目子ども医療助成費の事業別区分1、子ども医療助成事業は、財源をふるさと太子応援基金繰入金から一般財源に変更したことに伴い、繰入金から一般財源に財源内訳の補正を行っております。

次に、12目総合福祉センター管理費の事業別区分2、新型コロナウイルス感染症対策事業は、感染症対策として実施している総合福祉センターのトイレ改修工事に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当したことによる、一般財源から国庫支出金への財源内訳の補正となっております。

次に、2項児童福祉費、2目児童運営費、補正額665万1千円の増額は、事業別区分1、保育所運営事業で、同額の665万1千円の増額。これは、保育所への入所児童数が当初予算編成時の見込みを上回ったことから、18節負担金補助及び交付金の保育所入所委託費を665万1千円増額するものでございます。また、その下、事業別区分3、新型コロナウイルス感染症対策事業は、物価高騰による保育所等の給食材料への影響を低減し、給食の質の維持を目的とする保育所等給食材料費補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当したことによる、一般財源から国庫支出金への財源内訳の補正となっております。

次に、3目放課後児童会費、補正額236万円の減額は、事業別区分1、放課後児童会運営事業で、放課後児童会支援員等の会計年度任用職員に係る人件費の精査により、1節報酬の会計年度任用職員報酬で185万6千円、3節職員手当等の期末手当で50万4千円を、それぞれ減額いたしております。

次の頁、22、23頁をお願いいたします。

事業別区分2、新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、磯長・山田両放課後児童会で購入いたしました空気清浄機4台に対して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時金を充当したことにより、一般財源から国庫支出金への財源内訳の補正となっております。

4目児童福祉費、補正額864万4千円の増額。このうち事業別区分2、子ども子育て支援事業の54万円の増額は、先ほどの保育所運営事業と同様に、保育所入所児童数の増加により、18節負担金補助及び交付金の副食費補助金を54万円増額するものでございます。

その下、事業別区分5、保育所等巡回支援・児童個別支援事業の244万4千円の減額は、巡回支援等に当たる臨床心理士等の会計年度任用職員の人件費の精査により、1

節報酬の会計年度任用職員報酬を156万1千円、3節職員手当等の期末手当を88万3千円、それぞれ減額するものでございます。

事業別区分6、障がい児通所支援給付事業では、19節扶助費の障がい児通所等給付費を1千231万円増額いたしております。これは、施設数の増加や子育て支援課が実施している各種事業により、発達に課題のある児童の早期発見につながっていることなどで、放課後デイサービス等の施設の利用が当初予算編成時の見込みを上回ったことから増額するものでございます。

事業別区分8、過誤納還付事務事業は、放課後児童会運営事業に対する子ども・子育て支援交付金の交付額確定により超過交付となった額を返還するため、22節償還金利息及び割引料の償還金を23万8千円増額するものでございます。

事業別区分11、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分）の200万円の減額は、子育て世帯への支援を目的とする子育て世帯生活支援特別給付金の申請期限が2月末であることから、事業費の精査により不用が見込まれる18節負担金補助及び交付金の、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）を200万円減額するものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額133万7千円の減額。このうち、事業別区分2の保健衛生管理事業は、保健センターが行う各種事業に従事する保健師等の専門職の会計年度任用職員の人件費に、国民健康保険特別会計に交付される補助金を財源とする同会計からの繰入金を充当したことにより、府支出金及び一般財源から繰入金への財源内訳の補正を行っております。

また、事業別区分3、市町村健康対策推進事業も同様に、本事業別区分に計上いたしております自殺予防対策講演会講師報償費に、国民健康保険特別会計繰入金を充当したことによる一般財源から繰入金への財源内訳の補正となっております。

その下、事業別区分4、保健センター維持管理事業は、入札による落札減に伴うもので、12節委託料の庁舎警備委託料を133万7千円減額いたしております。

次の頁、24、25頁をお願いいたします。

2目健康管理費、補正額335万円の減額、事業別区分1、予防事業の250万円の減額は、出生数が減少していることから、12節委託料の乳幼児等予防接種委託料で、接種者数が当初見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、事業別区分2、健康教育事業及び事業別区分4、健康診査事業については、各

事業に計上されております医師等報償費などの経費に対して、国民健康保険特別会計繰入金金を充当したことにより、府支出金及び一般財源から繰入金への財源内訳の補正となっております。

事業別区分6、母子保健事業の85万円の減額は、乳幼児等予防接種委託料と同様、妊婦数の減少により、12節委託料の妊婦健康診査委託料で、受診者数が当初見込みを下回ったことによるものでございます。

その下、事業別区分7、健康マイレージ事業につきましても、本事業に計上される需用費などに国民健康保険特別会計繰入金金を充当したことにより、一般財源から繰入金への財源内訳の補正となっております。

事業別区分11、新型コロナウイルス感染症対策事業は、自宅療養等応援パックや健康マイレージ事業の景品購入費に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当したことによる、一般会計から国庫支出金への財源内訳の補正となっております。

次に、頁のほう少し飛んでいただきまして、34、35頁をお願いいたします。

9款教育費、5項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額56万6千円の減額は、事業別区分8、私立幼稚園等助成事業において事業費の精査を行ったところ、認定こども園を利用する園児数が当初予算編成時の見込みを上回ったことにより、18節負担金補助及び交付金の施設型給付負担金を179万7千円増額する一方で、認可外保育所の入所者数が想定を下回ったことにより、子育てのための施設等利用給付費を236万3千円減額するものでございます。

歳出につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入でございます。補正予算書の10、11頁をお願いいたします。

頁中ほどの15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額1千581万3千円の増額。このうち、2節児童福祉費負担金の保育所入所委託費負担金で744万8千円の増額は、歳出の保育所運営事業でご説明いたしましたとおり、当初予算編成時の見込みを上回る保育所の入所者数となったことから、保育所入所委託料の増額が必要となったことに伴い、国の負担分である保育所入所委託費負担金を増額するものでございます。

また、その下、障がい児通所事業給付費負担金の836万5千円の増額につきましても、放課後デイサービスや児童発達支援施設等の利用増加による、障がい児通所給付費の増加に伴い増額するものでございます。

次に、3目教育費国庫負担金、補正額51万8千円の減額。このうち1節教育振興費負担金の施設型給付負担金66万3千円の増額は、認定こども園の利用者数が見込みを上回ったことによるものでございます。一方、子育てのための施設等利用給付負担金の118万1千円の減額は、認可外保育所の利用者が当初予算編成時の想定を下回ったことで減額するものでございます。

次に、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額124万7千円の増額。これは、2節児童福祉費補助金のうち、令和3年度分の子育て世帯臨時特別給付金給付事業に対して追加交付されるもので、事務費に対するものとして、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金234万5千円、給付金に対するものとして、その下の給付事業費補助金を90万円増額するものでございます。

次に、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金（その他世帯分）の200万円の減額は、歳出にてご説明いたしましたとおり、令和4年度に支給いたしました子育て世帯生活支援特別給付金の事業費精査によるものでございます。また、地域生活支援促進事業の2千円の増額は医療的ケア児に関する経費に対するもので、補助金の内示を受けて、今回増額するものでございます。

次の頁、12、13頁をお願いいたします。

16款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金、補正額790万7千円の増額は、2節児童福祉費負担金で同額の790万7千円の増額。これは、国庫負担金と同様に、当初予算編成時の見込みを上回る保育所の入所者数となったことから、保育所入所委託費負担金を372万4千円増額するものでございます。また、障がい児通所事業給付費負担金の418万3千円の増額につきましても、放課後デイサービスや児童発達支援施設等の利用増加に伴うものでございます。

次に、2目教育費負担金、補正額2万3千円の減額は、1節教育振興費負担金のうち、施設型給付負担金の56万7千円の増額は、認定こども園の利用者数が見込みを上回ったことによるもので、次の子育てのための施設等利用給付負担金の59万円の減額は、認可外保育所等の利用者が見込みを下回ったことにより減額するものでございます。

次に、2項府補助金、2目民生費府補助金、補正額3万5千円の増額は、3節児童福祉費補助金の子育て世帯生活支援特別給付金で3万5千円の増額。これは、令和4年度に大阪府が事業の実施主体として対象者に支給した子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務のうち、本町が行った支給対象者への通知等の事務に対するもので、補助金の交

付決定を受けて、今回増額するものでございます。

3目衛生費府補助金、補正額22万9千円の減額は、1節保健衛生費補助金の健康増進事業補助金で22万9千円の減額。これは、一般会計で行っている各種健康増進事業のうち、国民健康保険被保険者に係る費用については、国民健康保険特別会計に交付される補助金を一般会計に繰り出した上で、当該事業費に充当することが可能であるとの国の見解が示されたことから、当該事業費の財源を健康増進事業費補助金から国民健康保険特別会計繰入金に変更したことを受け、減額するものでございます。

次の頁、14、15頁をお願いいたします。

19款繰入金、2項特別会計繰入金、2目国民健康保険特別会計繰入金、補正額370万5千円の増額は、1節国民健康保険特別会計繰入金で、同額の370万5千円の増額。これは、ただいま府補助金の説明でも申し上げましたとおり、一般会計にて実施している健康教育や健康診査等の健康増進事業のうち、国民健康保険被保険者に係る費用について、国民健康保険特別会計に交付される補助金を一般会計に繰り出した上で、当該事業に充当することが可能との国の見解が示されたことを受け、当該補助金の補助割合等を勘案し、補助金を積極的かつ有効に活用する観点で、当該事業費の一部の財源を府補助金から国民健康保険特別会計繰入金に変更するために、国民健康保険特別会計繰入金を増額するものでございます。

最後に、債務負担行為の補正でございます。恐れ入りますが、予算書の5頁をお願いいたします。

先ほどの政策総務部長の説明とも重複いたしますが、第3表、債務負担行為補正でございます。障がい福祉費の補正内容の説明でも申し上げましたが、令和6年度からを計画期間とする次期障がい福祉計画の策定を令和4年度と令和5年度の2か年で予定し、令和4年度当初予算に所要の予算を計上するとともに、障がい福祉計画策定業務委託に係る債務負担行為を、記載のとおり期間及び限度額で計上させていただきましたが、計画の策定作業に必要となる国の基本指針の提示が遅れていることから、令和4年度中の業者への発注が事実上不可能となったことを受け、当該事業に係る債務負担行為を廃止するものでございます。

健康福祉部所管の補正予算の内容の説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○辻本（馨）委員長 ただいま政策総務部及び健康福祉部所管の歳入歳出について説明が

ありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○**斧田委員** 先ほどの説明というんですか、健康福祉部長のほうからあった債務負担行為の補正の中の、廃止に関わるものというふうな内容について、あとは、予算書の中の12頁で、170万円の減額というふうなものが2つ挙がっていたかと思うんですけれども、すみません、まだちょっと、これがどういうふうな関連になっているのか、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

○**武部福祉介護課長** 障がい者の福祉計画の策定業務でございます。

先ほど健康福祉部長より説明があったと思いますが、当初令和4年、5年度で債務負担を組み、2か年で策定予定でありましたけれども、計画に係る国の指針が令和5年5月頃になるということの報告を受けております。よって、計画の見込量などを示すためのアンケート項目の内容が未確定であるため、令和4年度当初予算で計上しておりました計画策定業務委託料を減額しまして、令和5年度においてアンケート調査を実施し、計画を策定することといたしました。よって、令和4年度予算と債務負担行為の減額を行うという形でございます。策定の趣旨といたしましては、障がいの重度化や重複化、障がい者や家族の高齢化などに伴いまして、福祉サービスのニーズも多様化しているということから、障がいのある人を取り巻く環境の変化、国の新たな動きを踏まえまして、令和5年度中に、令和6年度を初年度とする第7期太子町障がい福祉計画を策定するというふうな形で現在、進めておる状況でございます。

○**斧田委員** ありがとうございます。ということは、また今度の令和5年度の当初のほうで厚めに予算を組まれているか、もしくは令和5年度中に、新たな補正を出されるというふうなことを考えられているということによろしいですか。

○**武部福祉介護課長** それで結構です。

○**辻本（馨）委員長** ほかに。

○**斧田委員** ありがとうございます。

あと、全般的なことなんですけれども、ほとんどがこういう事業費精査によって、その中で生まれてきた増減額について、特定財源等があれば、そこら辺の確定見合いを見ながら、今回補正をされているというふうな、大きな流れとしたらそういうふうなものによろしいんでしょうか。誰かに説明を求められるとしたら。

○**小角政策総務部長** そうですね。毎年この時期に最終、契約等ございましたら、落札減

であったり、事業費の精査で精算させていただいております。その分、減額させていただいて、あと、今回でしたらコロナが多数を占めるんですけれども、コロナの交付金をそこにまた入れていって、元々一般財源の部分をそこで、それと内訳、財務的な補助をするというような状況でやらせていただいております。

以上です。

○**斧田委員** ありがとうございます。

○**辻本（馨）委員長** ほかにございませんか。

○**西田委員** 障がい者福祉計画、だから令和5年度は委託やから、委託して業務が進まなかったみたいなんですけど、令和6年度につくるということで、計画の策定委員会か何かあるのかな、そういう会議は進めているし、令和6年度からどういう内容にしようかということは、もうやっているんですか。それが全て飛んで、令和6年で2年かけてやるのを1年に凝縮してやらなあかんようになったんですか。

○**武部福祉介護課長** 令和5年度中に、単年度でアンケート調査等を実施するというふうな形で、現在予定しております。また、そういった関係、策定委員会等も開催の予定はさせていただいております。先ほども言いましたように、今年度、国の指針が令和5年5月というふうなことで、聞いておる中で、単年度で凝縮して策定をさせていただくというふうな形で検討しています。

○**西田委員** 国は酷なことをするなと思って、介護保険の計画も、今、武部課長が立ったから思ったんですけれども、そういうのもぎゅっとしないとあかんときに、本当であったら2年かけてやれるのが、1年に凝縮されるというところでは、ちょっと大変やと思うんですけど、担当の方、頑張っている計画を、また練り直していただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

コロナのお金を使っていろんな事業をしたんですけれども、すぐ入らないので、一般会計からというのは今回付け替えて、いろんなところにちりばめられていて、説明では、このお金がこれに変わりましたと言ってくれたんですけれども、全部が確定してからでもいいんですけれども、コロナの何が何に変わったと、清浄機がとか、消毒液がとかいうのが分かるような表か何かは、作れるんでしょうかね。

○**小角政策総務部長** そうですね、実際、事業計画という形で出させていただいております。どうしても、やっぱり町の持ち出し分等もございます。その辺ちょっと、全体的に按分等はしていますけど、どういうものに利用したかというのは、一覧でまとめることは可

能ですので、もしあれでしたら、またその辺提供させていただきたいというふうを考えております。

以上です。

○西田委員 全部確定した時点でも、だからそんなん言っていたら、9月の決算になるのかもしれないけれども、どういうふうに使われたかというのが分かるようにしていただけたらと思いますので、要望しておきます。

それと、国民健康保険への繰入金を充当したことから、財源内訳の補正というのが多々出てきたんですけれども、これによって国保の保険料に影響するというようなことはないんですか。

○松岡保険医療課長 今回、一般会計へ国保特会のほうから繰り出すというようなことになっておりますが、この費用につきましては、予算上は大阪府からの交付ということになっておりますが、全て国費の事業となっております。したがって、保険料等々には影響はないということでございます。

以上です。

○西田委員 保険料に影響はなくて、一般財源にとってはお得になったということですか。

○松岡保険医療課長 国保特会には何も影響ございませんので、一般会計のほうが、特財ができたということになっていきますので、その辺りは一般会計に、ちょっと言い方がどうなのかもしれませんが、貢献できているというふうを考えております。

○西田委員 大きなお金も小さなお金も貢献できて、何よりだと思んですけど、そういうのって、こういうふうにしなさいという指導があって始まっているんですか。それとも、やっぱり、何とかなれへんかなとって見つけて、こういう補正になっているんですか。

○松岡保険医療課長 こうこう、こうしてくださいというところは、特になんかということなんです。今回、国の補助金の交付の要綱等々、要領等々見させていただきましたら、一般会計へ繰り出し、特に国民健康保険の被保険者に対する分の按分によりますけど、その分についても構わないと、繰出しして構わないという内容がございましたので、大阪府に確認させていただいたところ、それで間違いはないというご回答をいただきましたので、今回、繰入金という形で措置させていただいたということでございます。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 では、27頁、もう令和5年度の勉強も始めているので、農業関係に今度、

力を入れてくれているなど思うんですけれども、この補正、減額、減額ではないですか。それは。まだか。まだや、ごめんなさい。すみません、後で言います。すみません。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○建石委員 ちょっと変なことを聞きますけど、財産売払いで772万円が、恐らく入札より、思っていたよりも高額で買ってもらえた。この公用地ですね、公の持っている財産、土地は、これ、相場よりもまず高かったんか、安かったんか、その辺の検証はどうなっています。

○辻本総務財政課長 今年度売払いしました土地につきましては、既にご報告済みでございますが、聖和台地区の宅地内というところで、売払いを行っています。売払いする前に、鑑定評価額を取りまして、そこからスタートというところで言いますと、それ以上の応札があったという部分では、鑑定額より高めにお買い求めいただいたという状況でございました。

○建石委員 この公用地に対しては、例えばもう税負担の利便性とか、そんなことはないわけですね。

○辻本総務財政課長 何負担の。

○建石委員 公用地を売った場合に、買われた方の税金の、そういった負担が下がるとか、例えば事務手続きがちょっと簡易になるとか、得するとか、そんなことはないわけですね。

○辻本総務財政課長 そういった便益等はございませぬので、通常どおりの手続きでご購入いただいて、登記いただいているというようなことでございます。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○森田委員 今の関連で、ちなみに、何か4か所そういうところがあったけれども、それはもう全部完売できたわけ。

○辻本総務財政課長 今回4筆売りに出しまして、実際にご購入いただいたのは2筆ということになっておりますので、残り2筆、磯長台の下の東谷池のちょうど向かいに、その残りの2筆がございます。引き続き、現在も早い者勝ちという形で、受付のほうやっておりますが、年度替わりまして、あと、追加でもう2筆売却予定地がございますので、来年度はその追加の2筆プラス、東谷池の売れ残りの2筆ということで、来年度につきましても4筆、一応売りに出す予定はしております。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本（馨）委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

それでは、理事者側の交代のため、ここで暫時休憩といたします。

午前10時20分 休憩

午前10時23分 再開

○辻本（馨）委員長 それでは、再開いたします。

次に、まちづくり推進部及び教育委員会所管の歳入歳出について、一括して説明を求めます。

○村上まちづくり推進部長 おはようございます。

それでは、まちづくり推進部所管の補正予算の説明をいたします。

まず、歳出についてご説明申し上げます。

補正予算書24、25頁をお願いいたします。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃費、事業別区分5の新型コロナウイルス感染症対策事業の財源につきまして、一般財源から国庫支出金に財源内訳の補正を行うものでございます。

26、27頁をお願いします。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、事業別区分2、一般農政対策事業、補正額80万円の減は、大阪版認定農業者支援事業補助金としてスマート農業機器導入補助を予定しておりましたが、希望する団体がなかったことによる減額でございます。

事業別区分3の農業次世代投資事業、補正額59万2千円の減は、申請状況に伴う精査による減額でございます。

事業別区分4の新型コロナウイルス感染症対策事業の財源につきまして、一般財源から国庫支出金に財源内訳の補正を行うものでございます。

6款商工費、1項商工費、1目商工業振興費、事業別区分4、新型コロナウイルス感染症対策事業の財源につきまして、一般財源から国庫支出金に財源内訳の補正を行うものでございます。

3目観光推進費、事業別区分1、観光推進事業、補正額100万円の減は、事業別区分4、飲食店舗開業補助金の申請がなかったため、150万円のうち50万円を道の駅事業等の電気代の増額分の充当とし、100万円の減額をしたものでございます。

28、29頁をお願いします。

7款土木費、3項都市計画費、4目まちづくり推進費、事業別区分2、安心安全まちづくり推進事業、補正額611万1千円の減は、がけ地近接等危険住宅の除却補助金及び住宅建設補助金並びに土砂災害特別警戒区域内住宅における補強設計補助金及び補強工事補助金のそれぞれの補助事業につきまして、申請がなかったことによる減額補正を行うものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。10頁、11頁をお願いします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、2節まちづくり推進費補助金、補正額305万5千円の減は、歳出のほうでご説明いたしましたとおり、がけ地近接及び土砂災害特別警戒区域内住宅に対する各補助金の申請がなかったことに伴い、国庫補助金の減額を行うものでございます。

12、13頁をお願いします。

16款府支出金、2項府補助金、4目農林水産業費府補助金、1節農業費補助金、補正額139万2千円の減は、歳出のほうでご説明いたしましたとおり、大阪版認定農業者支援事業補助金及び農業次世代人材投資事業補助金の申請状況に伴い、府補助金の減額を行うものでございます。

6目土木費府補助金、3節まちづくり推進費補助金、補正額152万7千円の減は、国庫補助金と同様、がけ地近接及び土砂災害特別警戒区域内住宅に対する各補助金の申請がなかったことに伴い、府費補助金の減額を行うものでございます。

以上、まちづくり推進部が所管します補正予算の説明でございます。

○池田教育次長 おはようございます。

続いて、教育委員会所管の補正予算についてご説明を申し上げます。

まず、歳出からご説明をさせていただきます。28、29頁をお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、補正額533万5千円の減額、事業別区分2、教育委員会運営事業290万円の減額は、新規採用の学校図書司書が4月半ばからの勤務になったこと、また会計年度任用職員の体調不良により、長期の欠勤が生じたこと等による賃金の精査に伴う減額整理でございます。

事業別区分3、学校保健事業80万円の減額は、児童生徒及び教職員の各種検診検査委託料の落札減によるものとなっております。

事業別区分4、教育振興事業46万円の減額は、小学生の英語検定試験検定料補助金

申請が当初見込みより少なかった需要減に伴うものでございます。

事業別区分5、ALT（外国語指導助手）配置事業117万5千円の減額は、新規来日のALTがいなかったため、帰国・来日に要する費用の減によるものとなってございます。

事業別区分10、新型コロナウイルス感染症対策事業については、一般財源を減額し、コロナ交付金による国庫支出金を充当する財源内訳の補正を行うものとなってございます。

次頁、30、31頁をお願いいたします。

2項磯長小学校費、1目学校管理費、補正額381万7千円の減額、事業別区分1、磯長小学校運営事業201万6千円の減額は、35人学級を実施するため予算措置をしてございました会計年度任用職員報酬が、大阪府の加配教員が措置されることにより不要となったため、全額減額補正するものでございます。

事業別区分3、磯長小学校施設維持管理事業180万1千円の減額は、資材等の高騰により小荷物専用昇降機改修工事が、当初見込んでいた予算の範囲内で実施困難となったことにより減額補正をするものでございます。なお、本事業につきましては、改めて令和5年度当初予算において措置をさせていただく予定としてございます。

事業別区分5、新型コロナウイルス感染症対策事業は、一般財源を減額し、コロナ交付金による国庫支出金を充当する財源内訳の補正を行うものでございます。

2目教育振興費の事業別区分6、学校ICT環境整備事業につきましても、同じくコロナ交付金による国庫支出金103万7千円を充当する財源内訳の補正を行うものとなっております。

3項山田小学校費、1目学校管理費、2千861万5千円の増額、事業別区分3、山田小学校施設維持管理事業142万5千円の減額は、先の磯長小学校と同様、資材等の高騰等により、小荷物専用昇降機の改修工事が予算の範囲内で実施困難となったことにより、減額補正をするものでございます。磯長小学校と同様、改めて令和5年度当初予算において措置をさせていただく予定としてございます。

事業別区分5、新型コロナウイルス感染症対策事業は、一般財源を減額し、コロナ交付金による国庫支出金を充当する財源内訳の補正を行うものとなっております。

32、33頁をお願いいたします。

事業別区分6、山田小学校トイレ改修事業3千4万円の増額は、この間、継続して実

施をしてまいりました学校トイレ改修事業について、山田小学校の1期目工事の設計業務委託及び改修工事請負費を増額するものとなっております。財源には、学校施設環境改善交付金724万5千円と、山田小学校東校舎トイレ改修事業債1千440万円、これに一般財源839万5千円を措置し、繰越明許により令和5年度に事業を実施することとしてございます。

2目教育振興費の事業別区分6、ICT環境整備事業につきましては、先の磯長小学校費と同様、コロナ交付金による国庫支出金を充当する財源内訳の補正を行うものでございます。

4項中学校費、1目学校管理費、273万7千円の減額、事業別区分1、中学校運営事業201万6千円の減額は、磯長小学校と同様に、35人学級を実施するため予算措置をしてございました会計年度任用職員報酬が、大阪府の加配教員が措置されることにより不要となったため、減額補正をするものでございます。

事業別区分4、中学校施設維持管理事業72万1千円の減額は、需要減による水道料金の減額補正となっております。

事業別区分5、新型コロナウイルス感染症対策事業は、一般財源を減額し、コロナ交付金による国庫支出金を充当する財源内訳の補正を行うものとなっております。

2目教育振興費の65万2千円の減額は、事業別区分3、中学校就学援助事業で、当初見込みより就学援助受給者数が下回ったため、減額補正をするものとなっております。

事業別区分6、ICT環境整備事業につきましては、先の両小学校費と同様に、コロナ交付金による国庫支出金を充当する財源内訳の補正を行うものとなっております。

次頁、34、35頁をお願いいたします。

2段目、6項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額140万円の減額は、事業別区分の2、社会教育団体育成事業の文化スポーツ活動活性化事業補助金の交付申請件数が、当初見込みを下回ったことによる減額となっております。

事業別区分5、新型コロナウイルス感染症対策事業は、一般財源を減額し、コロナ交付金による国庫支出金を充当する財源内訳補正を行うものでございます。

2目生涯学習センター費、補正額710万7千円の減額は、事業別区分2、生涯学習センター維持管理事業で、昨年7月に開館をいたしました生涯学習センターの約6か月間の実績に基づき、当初見込んでおりました電気料及び水道料の減額を行うもの及びエ

レベーター等の設備保守委託料の契約額確定に伴う減となっております。

7項保健体育費、3目学校給食費、事業別区分4、新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、一般財源を減額し、コロナ交付金による国庫支出金を充当する財源内訳の補正を行うものとなっております。

次頁、36、37頁をお願いいたします。

8項文化財保護費、2目歴史資料館費、事業別区分5、新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、一般財源を減額し、コロナ交付金による国庫支出金を充当する財源内訳の補正を行うものでございます。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。12、13頁をお願いいたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金、補正額724万5千円の増額は、1節学校費補助金における山田小学校トイレ改修工事に係る学校施設環境改善交付金724万5千円の増額でございます。

次頁14、15頁をお願いいたします。

22款町債、1項町債、4目教育債1千440万円の増額は、3節学校債において、山田小学校東校舎トイレ改修事業債で1千440万円を増額しております。

すみません、ちょっと手間取りまして、タブレットの案内がずれましたことをおわび申し上げます。

以上、令和4年度太子町一般会計補正予算（第11号）の歳入歳出の全ての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○辻本（馨）委員長 ただいま、まちづくり推進部、教育委員会関係の歳入歳出について説明がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○西田委員 先ほどは私も失礼いたしました。27頁をお願いします。

せっかく大阪府からもらったりもするのが流れてしまうのはもったいないと思うんですけども、これ、希望する団体がなかったということなんですが、この前ついたんやったかな。そう思うと、中々使いにくいというのは、制度にちょっと問題があるのか、制度そのものがどういうつくりになっていて、今回希望する団体がなかったのか、今一度教えていただけますか。

○木下環境農林課長 大阪版認定農業者支援補助事業についてのご質問かと思いますが、まず、この制度でございますが、農産物の生産等に必要な農業用の機械の取得を支援する事業でございます。府の補助金で3分の1が補助されまして、3分の2が農業者の負担となる事業でございます。過去、令和2年度から始まりまして、令和2年度、令和3年度で延べ7名の方が利用されてございます。具体的には、ブドウのビニールハウスの自動巻上げ機、これを購入されているという実績がございます。

本年度につきましても、スマート農業推進協議会さんのほうで話合いが進められまして、2名の方が実施したいよということでご要望上がっていたんですが、この制度の交付要件が、同一品目を栽培する受益農家が3戸以上という条件がございますので、中々お一人が見つめることができなかつた。協議会のほうでも、また役場のほうでも、いろいろ認定の業者さんには当たったところではあるんですが、今年度につきましては、やむなく見送りを行ったというところがございます。

以上です。

○西田委員 全くなかつたのではなくて、人数要件がちょっとまとまらなくて、2人だったのであかんかつたということなので、府からの補助といっても、3分の1と案外少ないと思つたんです。追いかけて、こうやって、府がせつかくつくてくれたけれども、それがどれだけ使われているのかというのを改めて見てもらつて、府内の方、自治体にこういうのありますと提示しているけど、結局のところ、100あるのに10しか使われていなかつたら、やっぱりつくりが悪いことになるので、少し追いかけていただけたらと思つたので、要望しておきます。

それと、本当にせつかくつたお金、一般会計に付け替えるとか、それとか精査してとか、使つたけど余つてというのであつたら分かるんですけども、使わなかつたというのが、飲食店とか、それからこの土砂災害に対する補助とか、こういうのはやっぱりどこかに問題があると思うんですけども、土砂のほうは国・府がやっていることで、この金額は絶対少ないと思うんですけども、もう一つ、町が一生懸命やろうとしている飲食店店舗の補助金がずっと使われていないことに対して、そろそろ次の予算にも出ているのかなと思うんですが、考えなあかんと思うんですが、お金全部流しちゃうことに対して、どうお考えですか。

○小路観光産業課長 飲食店の開業補助金の関係なんですけれども、令和4年度の実績についてはゼロ件だったんですけども、相談とか問合せについては約3件ありました。

1件につきましては竹内街道沿いへの開業を予定されておりましたけれども、空き家等の調整がちょっと不十分だったということで、開業に至らなかったということで聞いております。残り2件につきましては対象外の、区域外ということで、開業についての問合せはあったんですけれども、昨年8月の臨時会において承認を受けました太子町の飲食店舗創業支援拡充事業ということで、これについて対象事業という形になりましたので、この2件につきましては、山田地区と太子地区の空き店舗を利用してという形で開業されておられます。

以上です。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 続いて、その27頁の飲食店舗開業補助金についてちょっと質問なんですけど、まずこの制度はいつ創設をされて、今、何年目なんですか。今までその創設以来、何件の方がこの制度を利用して開業されたか教えていただけませんか。

○小路観光産業課長 創設につきましては、令和3年からになると。それで、150万円の予算で、来年令和5年度が最終年度という形の部分で、対象区域については、竹内街道沿いと叡福寺の周辺という形の部分で、対象地域については絞っておるわけなんですけれども、今後、全体の部分について、対象区域を広げるところまでは、今のところ考えてはいないんですけれども、相談事業としましては、毎年数件、去年も2件ほどあったというのは聞いております。ですから、何らかの部分でご相談とかお問合せはあるんですけれども、やっぱり対象外の、対象区域内というところが非常に難しくなるのと、あと、空き店舗及び空き家の部分、こちらのほうの調整が中々うまくいかないということで聞いておりますので、うちとしてもできるだけ対象の部分についてしていただきたいんですけれども、中々見つからないというのが現状であります。

○村井委員 これ、私、数年前、創設のときかな。やっぱり補助対象区域、補助対象の要件がすごくハードルが高いのと、行政のこの制度を活用したまちづくりの骨格となる、起爆剤となり得る飲食店の開業といったところが、よく気持ちは分かるんですけど、ちょっとその思い入れがきつ過ぎる。行政の思いが、押しつけがちょっときついのではないかと。例えば皆さんご存じのように、今年度、二上山の上でマルシェやったんですよ。普通そんな、マルシェ、あの上でマルシェなんかやるなんか思わないですよ。フルーツロードといって、あんなやろうと、みんな思わないですよ。やっぱり、だからそういうところの民間事業者さんの目のつけるところは、私たちとは全然違うというところ

ころが分かったら、この、ちょっと対象区域というところもそうですし、その中で空き家、また空き店舗を利活用することとあって、すごく太子町、住民さんのご要望、思いというところとすごくこの制度が乖離してしまって、実際の現状と合っていないような感じするんですけど、その辺、何か改善される考えがあるのか教えていただけませんか。

○**小路観光産業課長** 現在、飲食店の開業の部分もあるんですけども、創業支援制度というのがあるんですけども、そちらのほう、これについては業種、区域を限定せずに、事業者の補助をさせていただいております。更に、空き家の場合については上乘せ補助のほうも行っておりますので、こちらのほうで補助金として使っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○**村井委員** ちょっと、ご提案とかそんなのではないですけど、やっぱり区域のところは、こんな小さな町ですし、もう町内全域でいいと思うんですよ。皆さんご存じのように、今年度中にはもうオープンするのかな、このエリア外のところで、観光施設がリニューアルオープンということで、やっぱりご期待されている住民さんもいらっしゃいますし、もうちょっと下のほうへ行ったら、キムチ関係の、何かお店ができたとかいって、すごく住民さんの中で話題が上がっている。それ、両方とも区域外になっておるんですよ。

これはやっぱり、その民間事業者さんが進出するところと、私たちがここと思っているところと違うところでビジネスチャンスを思っているから、そこなんでしょうね。やっぱりそういうところの合致するものと、もう一つ、これは空き家、店舗活用とか、商工会入らなあかんとか、いろいろそういう項目になってきたら、ちょっとこういうところを改善していくところに、前、何やったかな。地域整備のほうで、空家バンクを活用したら加算しますよとか、空家バンクを活用して、空き家で開業してもらったら加算しますよとか、やっぱりそういう項目の柔軟性を持たせていったほうが、この制度、すごく活用しやすくなると思うんですけど、その辺のお考えはどんなものなのでしょうか、教えていただけませんか。

○**鳥取地域整備課長** 今議員のおっしゃった話は、空家等対策協議会の中で、私がこういう案もということでお話しさせていただいたことだと思います。ですが、あくまで私の案でございますので、町の政策として、確かに進めていかなければいけない部分であるかなというのは考えておりますので、今後検討させていただきたいと考えております。

○**村井委員** 基本、飲食店に関しては住民さん、すごくご要望多いんです。どういう関係のお店を呼んできてくれ、この前もちょっと言いましたけれども、UberEatsが来てくれ

という、もうそこまで言っている若い世代の子がいらっしゃるので、やっぱりそういうところを、1件でもそういうのを増やして、住民さんの利便性の向上、または福祉の向上といったところにつながっていくかと思うので、この制度をもうちょっと柔軟に対応していただいて、1件でも採択していただいて、活用して創業していただくと。また、住民さんの、先ほども言いましたように利便性の向上、もしくは太子町のいい話題づくりになるかと思うので、その辺、また力を入れてもらえますようお願いしておきます。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○斧田委員 28、29頁、特に29頁のほうで、先ほどちょっと説明ありましたALTの配置事業で、1人雇うことができない、多分コロナの影響で、そういうのも含まれているのかもわからないんですけども、今の現在のALTの活用状況というんですか、それについても教えていただけたらと思います。

○正野教育総務課長兼学校給食センター所長 ALTにつきましては、中学校に1名配置、あともう一名のALTを、幼稚園と小学校を巡回で行っております。それぞれALTと組んだ事業の展開であったり、今後の希望も込めてですけれども、夏休み期間中とかに、ALTをほかの授業に派遣するような調整についても、今、検討しておるところで、海外派遣事業につきましては、コロナの関係等もあつてずっと止まっている状況なんですけれども、生の英語を、ネイティブスピーキングの英語を普段から、幼稚園から小学校、中学校と継投して活用するというをやっておるところでございます。

○村井委員 ごめんなさい、すみません。さっきの、ちょっと追加でもう一回。さっきの創業支援のところの説明で、これ、100万円の減額となっているんですけど、電気代のところには、それでは50万円を道の駅の電気代に充てたということよろしいんでしょうか。

○小路観光産業課長 今現在、観光推進事業内の施設の電気代の増額に充当するため、道の駅とか、あと、交流館があるんですけども、こちらの増額について、新型コロナウイルス感染症のため、道の駅とかのほうが開館時間の短縮等を行っていましたが、今年度につきましては通常の運営に戻って、販売とか、あと、休憩施設の積極的な活用を進めていることによって、照明、空調機器の稼働が多くなって、契約における基本料金の部分が非常に高くなっているという形と、あと、利用が多くなっているということで、電気料の増によるということになりますので、その辺の部分で、現在残り50万円はいかないんですけども、一応50万円の部分で、予算化の部分で思っております。

○村井委員 これも何年か前に質問させていただいたんですけど、道の駅に関しては4月1日からリニューアル、また新しい道の駅の形ということで広報されているんですが、電気代ということで、皆さん節約せなあかんというところでは、現場ではいろいろ工夫されているかと思うんですけど、私も現場、道の駅に行かせてもらって、当時売場の電気を間引いて、ちょっと暗くなって、これもやっぱりさっきのビジネスというところで、商売のところでは、売場の電気を消してどないするねんみたいな。何か、売りたいんか売りたいんかよう分からんような、やっぱりそういうところも現場では大変ご苦労されているかと思うんですけど、そういうところの、やっぱり来ていただいて、まず道の駅なので、休憩をしっかりドライバーさんにしていただけるスペースづくり、その中でまた飲食物、そういうようなお土産を買っていただけるようなスペースの工夫というのが要るかと思うんですけど、また、その辺もちょっと気をつけて運営していただきますようお願いしておきます。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第4号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ないようでございますので、議案第4号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第11号）は、原案どおり可決することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせいたします。

午前10時56分 休 憩

午前11時00分 再 開

○辻本（馨）委員長 それでは、再開します。

議案第6号、令和5年度太子町一般会計予算、これを議題といたします。

昨日、本議案の訂正について申し出がありましたので、まずその説明を求めます。

○小角政策総務部長 今定例会に提出しております議案第6号、令和5年度太子町一般会

計予算の訂正についてご説明申し上げます。

お手元に配布させていただいております資料をご覧ください。

予算書でいいますと、6頁の第2表、債務負担行為でございます。図書システム整備事業の期間でございますけれども、令和5年度から令和6年度までとなっております。これが誤りでございまして、正しくは令和6年度から令和10年度までというふうになっております。訂正をお願いするものでございます。

なお、議案の訂正につきましては昨日6日、議長のほうに提出させていただきました。何とぞよろしくお願ひいたします。

今後、このようなことがないよう努めます。大変申し訳ございませんでした。

○辻本（馨）委員長 議案の訂正につきましては、本会議の許可の議決が必要ですが、22日の本会議で、この訂正を許可することを前提として審査を進めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ないようですので、訂正後の議案の審議をします。

本件について説明を求める前に、皆様にお諮りいたします。

内容の説明について、予算の概要説明の後、所管ごとに歳入歳出の説明を受けて、質疑を行います。全ての説明と質疑が終了した後に討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ないようですので、順次説明を求めます。

それでは、まず予算の概要及び政策総務部関係等の歳入歳出について説明を求めます。

○小角政策総務部長 それでは、議案第6号、令和5年度一般会計予算の概要及び議会事務局、会計課並びに政策総務部の項目について、附属説明資料、予算書に基づいてご説明申し上げます。

それでは、まず、予算の概要につきまして、附属説明資料に基づきご説明申し上げます。

附属説明資料のほう、1頁をお願いいたします。よろしいでしょうか。

第1表、財政規模比較表は各会計別の予算額を記載しております。一般会計の予算総額は60億296万2千円で、前年度に比べ4億4千345万2千円、8.0%増額の予算規模となりました。

次に、国民健康保険特別会計をはじめ、5つの特別会計予算の総額は31億116万7千円で、前年度に比べ1千770万4千円、0.6%増額の予算となります。

2頁の第2表、歳入予算額の対前年度比較表でございますが、予算の歳入の根幹をなす1款町税は、前年度に比べ1千422万円、1.0%減の13億8千132万円を計上しています。

この町税の内訳でございますが、3頁の第3表、町税予算額の状況をご覧ください。

1の町民税は7億369万円と、前年度に比べ280万円、0.4%の増。これは、個人、法人共にコロナ禍から景気状況の回復を一定見込んでいるものの、うち、個人につきましては生産年齢人口の減少などを考慮しております。

2の固定資産税は、土地につきましては地価下落を考慮しているものの、家屋について、新築及びコスモス薬品の影響を考慮したことから、前年度に比べ730万円、1.5%増額の5億480万円を計上しております。

3の軽自動車税は4千318万円、前年度に比べ42万円、1.0%の減。

4の市町村たばこ税は、前年度当初予算は税率改正を考慮し予算計上しておりましたが、実績見込みでは税制改正の影響以上に、健康志向の高まりなどもあってか喫煙本数は減少しており、その辺りを考慮した結果、2千390万円、15.6%減の1億2千950万円を計上しております。

5の入湯税は、前年度同額の15万円を計上しております。

2頁に戻っていただきまして、2の地方譲与税から22の町債までにつきましては、後ほど予算書の事項別明細書により説明させていただくこととし、表の下段に記載しております財源比率でございますが、自主財源が38.3%、依存財源が61.7%となっております。

次に、表5表、性質別分類表でございますけれども、義務的経費で27億3千400万3千円、前年度に比べ2千225万8千円、0.8%減。

1の人件費11億6千752万2千円は、前年度に比べ4千145万1千円、3.4%の減。これは、会計年度任用職員関係経費及び職員人件費ともに減になったことによるものでございます。

2の扶助費11億5千798万1千円は、前年度に比べ3千56万2千円、2.7%の増。これは障がい児通所等給付費や、保育所入所委託費などの増によるものでございます。

3の公債費4億850万円は、前年度に比べ1千136万9千円、2.7%の減。

4の物件費10億4千252万8千円は、前年度に比べ3千565万7千円、3.5%の増。これは、主に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業や生涯学習施設開設に係る臨時的な経費が減になったものの、電気料やふるさと太子応援基金、寄付金事業業務委託料などが増になったことによるものでございます。

5の補助費等8億6千628万7千円は、前年度に比べ1億5千34万3千円、21%の増。これは、主に南河内環境事業組合負担金や広域消防指令センター改修費用負担金、学校園給食費保護者負担金補助金の増によるものでございます。

6の投資的経費2億7千553万1千円は、前年度に比べ2千840万6千円、11.5%の増。これは、主に公民館解体撤去工事や総合グランド照明等改修工事、二子塚古墳整備工事の影響によるものでございます。

7、その他としましては、10億8千461万3千円、前年度に比べ2億5千130万4千円、30.2%の増となっております。これは、主にはふるさと太子応援基金積立金の増によるものでございます。

次に、次頁の6頁、7頁には、第6表、報酬の状況としまして、議会議員をはじめ各種委員等の報酬を一覧表にまとめております。

8頁、第7表、地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当表には、社会福祉、社会保険、保健衛生の各事業への交付金の充当先を記載しております。

附属説明書の説明につきましては、以上でございます。

それでは、続きまして、予算書の説明に入らせていただきます。

予算書の1頁をお願いいたします。よろしいでしょうか。

そうしましたら、1頁です。第1条では、歳入歳出予算の総額を60億296万2千円と定め、第2条では債務負担行為を、第3条では地方債を定めており、これらの内訳として、それぞれ6頁から8頁に記載しております。

6頁、第2表、債務負担行為では、令和6年度課税業務委託事業のほか、4つの事業とそれぞれの債務負担の期間及び限度額を定めております。

7頁から8頁、第3表、地方債では、イベント広場改修事業のほか、9つの事業債について、それぞれ借入限度額及び借入条件を定めております。

次、9頁をお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書でございます。

歳入を説明させていただきます。

町税につきましては、附属説明資料でご説明させていただきましたので省略し、2款の地方譲与税から12款の交通安全対策特別交付金までの説明でございます。令和4年度決算見込み及び国が示す令和5年度の地方財政計画などを踏まえ、それぞれの見込額を計上しております。

2款の地方譲与税は3千495万円、3款の利子割交付金は160万円、4款の配当割交付金及び5款の株式等譲渡所得割交付金は1千100万円、いずれも前年度並みの水準を見積もっております。

6款の法人事業税交付金につきましては、法人市町村民税の減収を埋めるため、法人事業税、都道府県税の一部を市町村に交付する法人事業税交付金が令和元年10月から創設されたもので、前年度に比べ1千200万円増の1千500万円を計上しております。

7款の地方消費税交付金につきましては、前年度に比べ1千万円増の2億8千万円を計上しております。

8款ゴルフ場利用税交付金は前年度から100万円減の1千600万円を計上しております。

9款環境性能割交付金は前年度と同額の900万円を、10款地方特例交付金も前年度と同額1千100万円を、それぞれ計上しております。

11款地方交付税は地方財政計画に基づき、前年度と比べ1億3千万円増の18億3千万円を計上しております。内訳としまして、地方交付税で16億3千万円、特別地方交付税で2億円を見積もっております。

12款交通安全対策特別交付金は、前年度と比べ100万円減の200万円を計上しております。

13款分担金及び負担金は、前年度に比べ39万5千円増の3千529万6千円を計上しております。

14款の使用料及び手数料は、前年度に比べ105万円増の7千336万8千円を計上しております。

15款の国庫支出金は新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金などの減により、前年度に比べ4千126万9千円減の6億8千247万7千円を計上しております。

16款の府支出金は、障がい児通所事業給付費負担金や保育所入所委託費負担金の増

などにより、前年度に比べ3千714万2千円増の5億2千984万5千円を計上しております。

17款財産収入は、前年度に比べ383万9千円減の2千497万9千円を計上しております。

18款寄付金は、令和4年度実績からふるさと太子応援基金寄付金の増を見込み、前年度に比べ2億725万円増の3億725万円を計上しております。

19款繰入金は、前年度に比べ1億3千381万8千円増の4億2千922万4千円を計上しており、うち、ふるさと太子応援基金からの繰入れは、前年度に比べ1億7千277万6千円増の2億1千957万6千円、財政調整基金からの繰入れは、前年度に比べ4千431万2千円減の1億8千850万円を計上しております。

20款繰越金は、前年度予算を見直し、前年度に比べ999万円増の1千万円を計上しております。

21款諸収入は、前年度に比べ87万円増の3千965万3千円を計上しております。

22款の町債は、公園整備事業債、緊急しゅんせつ推進事業債など、新規発行予定でございますが、生涯学習センター整備事業債や臨時財政対策債の減により、前年度に比べ3千720万円減の2億6千800万円を計上しております。

それでは、39、40頁をお願いいたします。

歳出でございます。

まず、議会事務局、会計課、秘書政策課、総務財政課、税務課について説明させていただき、その後、自治防災課、住民人権課の説明をさせていただきます。

1款の議会費、1項議会費、1目議会費、予算額8千954万9千円、前年度に比べ222万2千円の増額。なお、事業別区分1の職員人件費につきましては、各所管の予算科目の冒頭にも記載していますが、詳細につきましては予算書の177頁から180頁に給与費明細書を記載しておりますので、説明のほうは省略させていただきます。後ほどご覧いただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

2の議会運営事業7千261万9千円は、議員報酬や会議録作成業務委託料及び政務活動費などを計上しております。

2目の議会広報費、予算額104万6千円、前年度に比べ8万4千円の減、議会だより年5回の発行を予定しております。

41、42頁をお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額6億6千374万4千円、前年度に比べ2億16万1千円の増額。主な増額の理由としまして、ふるさと太子応援基金積立金、退職手当基金積立金の増によるものでございます。

42頁でございます。

事業別区分2の職員研修事業236万6千円は、令和5年度職員研修計画に基づく研修実施に係る委託料や、南河内郡町村職員研修協議会負担金などでございます。

事業別区分3の衛生委員会事業15万4千円は、労働安全衛生法に基づく衛生委員会の運営に係る経費で、産業医の報酬などを計上しております。

4、報酬審査会事業14万円は、議員報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとする場合に開催する特別職報酬等審査委員会の委員会委員の報酬でございます。

5の非常勤職員公務災害補償事業35万5千円は、非常勤職員の公務災害認定に係る委員報酬や公務災害補償費などでございます。

6の秘書人事管理事業3千155万6千円は、会計年度任用職員の報酬や期末手当、共済費、また44頁の11節役務費の職員採用試験の検査手数料、12節の委託料の職員健康診断や職員厚生事業などの経費でございます。

7の総務一般管理事業512万8千円は、顧問弁護士の法務相談委託料、例規集の更新業務委託料などでございます。

8の共通一般管理事業715万5千円は、役場業務全般に使用するコピー用紙やトナー購入費、コピー機の賃借料などでございます。

46頁でございます。

9の共通一般管理事業152万5千円は、事務用消耗品費や有料道路通行料などでございます。

10の情報公開事業13万1千円は、情報公開審査会委員5人の報酬などでございます。

11の行政不服審査会等運営事業66万円は、審査会委員5人の報酬などでございます。

12の基金積立事務事業3億725万円は、ふるさと太子応援基金を積み立てるもので、前年度の寄付金実績の状況を踏まえ、2億725万円の増を見込んでおります。

13の基金積立事務事業9千416万1千円のうち、財政調整基金積立金500万円

は前年度からの繰越金の半分を積み立てるもの、退職手当基金積立金6千600万円は、定年退職者数見合いでの計画的に積み立てるもの、公共施設整備基金積立金2千301万1千円は、財産売却収入の見込額を見積もり、将来の各公共施設の老朽化対策などに充てるもの、また、環境衛生等基金積立金15万円は、入湯税収入相当額を積み立てるものでございます。

14の基金積立事務事業123万8千円は、財政調整基金のほか記載の10基金について、それぞれ定期預金の利息を積み立てるものでございます。

2目の財政管理費、予算額269万円、前年度に比べ37万円の減。減の要因は、47、48頁でございます。財務書類作成支援業務委託料の減によるものでございます。

3目の会計管理費、予算額371万9千円、前年度に比べ5万2千円の増。財務会計システムに係るクラウド利用料、電算システム使用料などを計上しております。

4目の財産管理費、予算額1億95万円、前年度に比べ395万円の増。増の主な要因は、電気料の高騰によるものでございます。

事業別区分1の庁舎維持管理事業5千395万3千円は、庁舎の維持管理に係る経費で、電気料や水道料金のほか、庁舎警備をはじめとする各種委託料を見込んでおります。財源内訳の地方債320万円は、イベント広場改修事業債でございます。

2の公用車管理事業489万1千円は、公用車等24台の維持管理経費でございます。49、50頁をお願いいたします。

3の町村賠償保険加入事業334万8千円は、町村建物共済掛金や全国町村総合賠償保険などでございます。

4の普通財産管理事業85万3千円は、普通財産の維持管理経費や売却に係る登記、測量等に必要となる委託料でございます。

6のESCO事業3千768万6千円は、庁舎のESCO事業に係るサービス委託料でございます。

5目の公平委員会費、予算額9万円は、南河内広域公平委員会負担金でございます。

6目自治振興費、予算額1千637万円、前年度に比べ76万5千円の減、事業別区分の1、表彰事業7万1千円は、表彰審査委員4名の報酬及び被表彰者記念品の経費でございます。

53、54頁をお願いいたします。

9目の広報費、予算額1千305万5千円、前年度に比べ246万7千円の増、事業

別区分1の広報事業1千164万円は、広報紙の発行などに係る経費を計上しており、財源内訳の国庫支出金5万4千円は自衛官募集事務委託金、諸収入の60万円は広報紙への広告掲載料でございます。

2のホームページ管理事業141万5千円は、本町ホームページの運用に係る経費でございます。

10目の企画費、予算額2億260万9千円、前年度に比べ9千714万4千円の増。増の主な要因は、ふるさと太子応援基金寄付金事業業務委託料の増によるものでございます。

事業別区分1の企画一般事業1千29万9千円は、役場北側空き地の土地利用調査として行う地積整備推進調査に係る費用並びに少子化・人口減少などに対応するものとして、三世同居・近居支援補助金、結婚新生活支援補助金などを計上しております。財源内訳の国庫支出金123万5千円は地積整備推進調査費補助金で、府支出金105万円は地域少子化対策重点推進交付金、繰入金500万円はふるさと太子応援基金繰入金で、三世同居・近居支援補助金に充当するものでございます。

2の住民協働による地域活性化プロジェクト事業20万円は、山田だんじり祭りの運営経費の一部を助成する地域伝統文化保存継承事業支援補助金でございます。

55、56頁をお願いいたします。

3の交流推進事業14万5千円は、奈良県斑鳩町、兵庫県太子町との太子ゆかりの地交流事業に係る経費でございます。

4のふるさと太子応援基金寄付金事業1億5千645万円は、本町へのふるさと納税寄付に対するお礼の贈答品発送等に係る業務委託料でございます。

5の地域公共交通事業3千551万5千円は、地域公共交通会議5回分の委員報酬などの会議開催経費や、コミュニティバスの運行に係る委託料、燃料費、運行補助員の経費、また実証運行に伴う評価・検証など、地域公共交通の計画目標達成に向けた各施策の支援業務並びに令和5年度に予定しております太子町地域公共交通網形成計画の更新策定に係る経費、またお出かけ支援事業補助金をはじめとする各種運賃補助などの経費を計上しております。

11目電子計算費、予算額7千52万1千円、前年度に比べ938万5千円の減。減の主な要因は、自治体DX推進事業に係る自治体オンライン手続推進業務委託料の減などによるものでございます。

事業別区分1の電算共通維持管理事業711万5千円のうち、58頁をお願いいたします。17節電算備品購入費594万円はパソコン27台分の更新費用でございます。

2の情報施策推進事業784万6千円は、庁内インターネットやセキュリティ対策、L G W A Nなどに係る通信費やプログラム保守委託料及びプログラム賃借料などでございます。

3の社会保障・税番号制度システム管理事業516万1千円は、国が管理する情報ネットワークシステムと本町システムとを仲介する自治体中間サーバー、プラットフォームの整備・運用に係る負担金及び電算システム等賃借料でございます。

4の情報セキュリティ強化対策事業359万2千円は、情報システム強靱化に係る保守委託料などでございます。

5の自治体クラウド推進事業3千624万9千円は、基幹系情報システムのクラウド利用料でございます。

6の自治体D X推進事業1千55万8千円は、基幹系システム標準化・共通化やデジタル人材シェアリング事業に係る業務委託料などでございます。財源内訳の国庫支出金550万円は、デジタル基盤改革支援補助金と府支出金60万円は、デジタル人材シェアリング事業費補助金でございます。

59頁、60頁をお願いいたします。

2項徴税费、1目税務総務費、予算額1億485万7千円、前年度に比べ1千46万8千円の減、事業別区分1の職員人件費6千97万5千円の財源内訳の府支出金1千594万4千円は、府民税徴収事務委託金でございます。

2の固定資産評価審査委員会運営事業4万8千円は、固定資産評価審査委員の3名の報酬などでございます。

62頁をお願いいたします。

3の徴税総務事業735万円は、納税通知書等の封筒などの作成や、税務全般の課税事務、滞納整理事務に係る電算機器・プログラム賃借料などでございます。

4の町民税課税事業1千88万2千円は、個人・法人に係る住民税の賦課事務委託料や納税通知等の郵便料でございます。財源内訳の府支出金405万6千円は、府民税徴収事務委託金でございます。

5の固定資産税課税事業1千384万1千円は、固定資産税の賦課事務委託料や、令和6年度の評価替えに係る路線価算定業務委託料などでございます。

6の軽自動車税課税事業155万9千円は、軽自動車税の賦課事務委託料でございます。

7の町税収納整理事務事業918万5千円は、町税の償還金や督促状などの郵便料、コンビニ収納代行業務委託料などでございます。

64頁でございます。

8の国税連携システム管理事業101万7千円は、国税等連携システムの維持管理経費でございます。

71頁、72頁をお願いいたします。

5項の統計調査費、1目統計調査総務費、予算額49万5千円、前年度に比べ32万4千円の増。増の主な要因でございますが、住宅・土地統計調査に係る経費で、財源は全額府の統計調査費委託金でございます。

6項、1目監査委員費、予算額34万9千円は、監査委員の報酬でございます。

少し飛びますけれども、175、176頁をお願いいたします。

11款、1項公債費、1目元金、予算額3億8千900万円、前年度に比べ750万円の減となっております。

2目の利子、予算額1千950万円、前年度に比べ386万9千円の減。

12款、1項予備費、1目予備費の300万円、前年度と同額を計上しております。

最後、恐れ入りますが、予算書6頁のほうにお戻りください。

第2表、債務負担行為でございます。

政策総務部関係では、1つ目の令和6年度課税業務委託事業で、期間につきましては令和5年度から令和6年度まで、限度額としまして712万7千円を計上しております。

以上で議会事務局、会計課及び秘書政策課、総務財政課、税務課の歳入歳出の説明とさせていただきます。

○辻本（馨）委員長 ただいま政策総務部所管分の秘書政策課、総務財政課、税務課及び議会事務局、会計課の歳入歳出について説明がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○斧田委員 それでは、予算書の41、42頁をご覧いただきたいと思います。

一般管理費の中の職員人件費についての質問です。今回、退職手当が当初予算で全く計上されていないというふうな部分についてなんですけれども、これはやっぱり新しく、定年延長になっていくための、ちょうど初年度ということでよろしいのでしょうか。

○西本秘書政策課長 委員おっしゃるとおり、定年延長に伴いまして、令和5年度は退職者が当初予算ではないということで見込んでおります。

○斧田委員 ありがとうございます。

続きまして、秘書人事管理事業のほうなんですけれども、会計年度任用職員さんの、何というんですか、単価等の決定の仕方についてというふうなことで、職員の方については、人事院勧告に基づいた上で給料の決定等をされていくということなんですけれども、この会計任用職員の方々は、かなりいろんな職種も含まれた中で、今、世間のほうが、民間企業ではどんどんどんどん給料というんですか、賃上げしたりというふうな流れもある中で、太子町の場合は、これからそういうふうな流れも含めて、どういうふうな形で決めていかれるか、聞かせていただけたらと思うんですが。

○西本秘書政策課長 まずは、会計年度任用職員の方におかれましても、本町の条例でその単価を定めておりますので、それに基づいて支給させていただくという形で思っております。

○斧田委員 一気に、この方々の給料の格付というか、皆さん専門職員の方と、一般事務の人とか、いろんな形で単価というのは変わってこようかと思うんですけれども、私のほうが言わせてもらいたいのは、世の中、今、これからどんどん人件費についても変わっていくような状況の中で、町のほうとしても、人材確保というふうなことも含めて、柔軟な対応というんですか、やっぱり住民の方が仕事を任せる役場でいていただくためには、そういうふうな部分も含めて、これから単価等も考えていただけたらなと思っております。

続きまして、47、48頁をご覧いただきたいと思います。

こちらのほうでは、財産管理費の中の公用車の管理費というふうなことで、24台分の管理をされているということなんですけれども、この中では公用車の買替えみたいなのが全くないというふうなことですけれども、それはそれで間違いないでしょうか。

○奥堃会計管理者兼会計課長 ここにつきましては、基本的に維持管理経費というふうな部分で計上させていただいておりますので、更新については計上いたしておりません。

○斧田委員 この辺りにつきましても、町のほうがこれからエネルギー対策というふうな観点から、現在町で持たれているのは、そんなに今の時代というんですか、電気自動車みたいなのはまだ何もない中で、そういうふうな購入計画みたいなものを、もし検討されているのであれば、ちょっと教えていただけたらなと思っています。

○小角政策総務部長 電気自動車に関しましては、元々公共交通のバスとかという話もいろいろございました。その中で、まず役場の中に充電設備がないということもございませう。その辺も含めまして、どういった手法でやっていけるのかという、その辺に関しまして、現在、関係部署と協議をしながら考えているというところでございます。

以上です。

○斧田委員 いろんな形でというんですか、補助金であったりとか、民間企業からそういうふうなものをもたらえるような制度であったりとか、いろんな形のものも検討しながら、ぜひとも考えていただけたらと思います。

続いて、49、50頁のほうなんですけれども、先ほどちょっと説明いただいたんですけど、ESCO事業についてということなんですけれども、もう少しちょっと具体的な、この事業自身がどんなものであるかというのも教えていただきたいと思います。

○辻本総務財政課長 ESCO事業につきましては、以前に着手した事業でございますが、庁舎内のエアコンと、あと照明を設備投資いただきまして、その分に係る分割払いをしているような感覚でございますが、年度、年度の必要な歳出を計上しておるというようなことでございます。主に、そうすることによりまして、いつときに必要な設備投資の部分が、役場側からは抑えられますし、また、もちろん省エネ化も図られているといったような効果のある事業でございます。

○斧田委員 そうですね、その部分について、契約期限というふうなものについて、ありますでしょうか。

○辻本総務財政課長 現契約におきましては、令和6年度が最終年度になっております。また、更新する、しないは、ちょっともうその手前のタイミングで判断したいと思っております。

○斧田委員 ありがとうございます。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 いろいろあるんですけど、41、42頁の職員人件費のところなんですけど、ここ、コロナの中、この3月4、5、各部署で太子町内の行事、それから町外の行事等、いろんなところで各部署の職員さん、この土日かかわらず参加、いろいろ職務に当たっていただいたかと思うんですけど、実際その辺の職員さんの代休、もしくは部署の応援とかそういうのは、しっかりできているんでしょうか。

○西本秘書政策課長 休日出勤した職員の代休措置ですけれども、代休は取っていただく

ように、取るようにということで、秘書政策のほうからも通知といたしますか、連絡はしております。その中で、各職員については日々の業務との調整を踏まえて、適宜休暇を取ってもらっているというふうには考えております。

○村井委員 これ、私、前からも再三そういうところで、職員さんの健康面、休暇の取得といったところ、気をつけてくださいねというふうなことはずっと言っているんですけど、この町の行政の、やっぱり根幹たるところの、中枢を司るメンバーの方々やと思うんです。特にコロナ対応なんかいったら、もう先頭切って、先を読みつつ、計画準備といったところの職員の皆さんなので、やっぱりその辺すごく、待遇含めたところ、大事だと思うんですけど、ここ数年、大阪府との連携、また公民連携といったところのことを、力を入れてやってくれていると思うんですけど、新規の事業、新たなイベントというのが、ここ数年、やっぱり増えているんです。それがどうしても土日の開催が、年間通じたら、結構な量あるのと違うかなと思っているんですけど、その辺の連携を密にしていく中で、増えていっているなというご認識はあるでしょうか。

○西本秘書政策課長 一定この1年、2年ほど、コロナの関係で、そういう土日の出勤するようなイベントがなかったもので、ちょっとここ最近それがありましたので、そういう意味でいうと、なかった時期から比べればもちろん増えておるんですけども、通年、コロナ前から見れば、これから、この令和5年度ですか、5年度をコロナ前と比べてどうなっていくのかというのは、ちょっとまだ分かりませんが、適宜、職員の体調には配慮する形で、土日出勤の業務を太子町職員として進めていければなというふうに考えております。

○辻本（馨）委員長 ここで暫時休憩といたします。再開は13時の予定です。放送にてお知らせします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○辻本（馨）委員長 それでは、再開いたします。先ほどの続きですと。

○村井委員 先ほどの、41、42頁の職員さんの、さっきお休みの質問させてもらったんですけど、その続きで、会計任用職員さんを含めたところの、いろいろ質問、今まであったかと思うんですけど、1つ、先ほども言いましたように、大阪府との連携、また公民連携が増えている中で、やっぱりその町長が、やっぱり肝煎りの事業というのが、

やっぱりこれから、施政方針の中にも出てきているかと思うんですけど、そういうところに、これ、副町長に質問なのかわからないですけど、大阪府からの専門性を有した職員さんの派遣、もしくは出向という形の人事の在り方もありではないのかというふうなことも思うんですけど、その辺のお考えについて、何かお考えあるのであったら教えてくださいませんか。

○齋藤副町長 ただいま、いわゆる大阪府の職員の派遣についてのご質問をいただいたところでございますけれども、基本的にはこれまで太子町のほうには、私も含めて、副町長の、いわゆる人材の派遣というか、いわゆる府出身の職員の、任用というか、選任といたのをしていただいておりますけれども、過去にも技術職員の、理事みたいな立場での、いわゆる派遣というのも行っていたというふうには聞いておるところでございます。実際そういった、いわゆる派遣を行う場合につきましては、やはり大阪府で行う事業と、町で実施する事業の連携というか、そういったことが必要な場合において、府から必要な、いわゆる技術的な助言をもらうとか、そういった人的な助言とか、そういった支援とか、そういった場面において、府からいわゆる技術職員の派遣を行うというふうな、制度としてはそういった制度がございます。

現状においては、中々そういった府と大きな事業を今、一緒にやっていくというふうな現状でもないのです、そういった技術職員の派遣というのには行ってないところでございますけれども、もし今後そういった、府と町で一緒にやらないといけない事業といったものがある場合は、当然そういった、例えば技術職員、土木職とか、そういった職員の派遣についても検討していったらいいかなというふうには考えておるところです。

○村井委員 今、副町長もご答弁いただきまして、やっぱり専門性のところで言ったら、やっぱりこの小さな小規模な自治体なので、住民さんのニーズ、また、業者さんからのニーズに即答、もしくはタイムリーに動きづらいというところのことが、日々の業務で出てきているところもあるかと思うんです。もう一つ、町長が目玉施策としての、これは肝煎りやということがあれば、やっぱりそこは躊躇なく、大阪府のご協力を仰いで、そういう事業を推進していく中で力を発揮していただけたら、また1ついい形になっていくのかなというふうなこともあるかと思えます。

ただ、副町長おっしゃったように、今まで、何でもかんでも来てください、来てくださいではなくて、やっぱり大阪府との連携の中で、そういうふうなところで力を発揮し

てもらえる事業というのが、これからもっと出てくるでしょうし、そういうところで、そういう人事の在り方というのも考えてもらえますように、お願いしておきます。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○中村委員 11頁の一番下なんですけれども、入湯税、これ、15万円ですかね。今まで頑張っておられた方が辞められて、今、リニューアルという形で、新しくこの3月ぐらいに改修して、オープンするというふうなことを聞いておるんですけれども、今後の、いわゆる太子温泉というのをどれぐらい、太子町として思っておられるのか、お聞きしたいんですが。

○村上まちづくり推進部長 太子温泉は、今まで太子町の重要な観光施設というか、当然宿泊施設ということで位置づけさせていただいておまして、観光の目玉というか、何か事あるごとに太子温泉という名前を出させていたんですけれども、次の事業者さんが引き継がれるということなんですけれども、今、実際どのような形で引き継がれるかというのを、ちょっと町として今、明確な情報が入っていない状況でございまして、いつこういう形で事業を展開されるというのは、ちょっと今、町のほうは情報が入っていない状況となっております。

○中村委員 入っていないではなくて、これ、入湯税、15万円かそこらの計上をされているというには根拠があると思うんですよ。そこらはどうなんですか。

○田中税務課長 入湯税の、令和5年度は15万円ということで、根拠的なものということだと思っておりますけれども、先ほど村上部長のほうからお話あったんですけれども、一応、太子温泉につきましては12月末に、新しい所有者に所有権移転をされておまして、一応、一定法人の設備の届出という形では、1月中旬頃に出しております。ただ、今後開業の具体的な時期等については、まだその届出の中では未定ということになっておまして、そのあたりのほう、具体的には、このまま太子温泉の状況を引き継いでいただければ、当然鉱泉源の部分ということで、入湯税は徴収させていただくという形の予定にはなるんですけれども、そのあたり、実際いつからとか、具体的にはまだちょっと、時期的なものが未定ということでございましたので、取りあえずは前年度と同額の15万円という形で計上させていただいている次第でございます。

○中村委員 いや、看板には3月オープンというのは、もう大きく書かれているわけですから、町の人たちも行ったり来たりしているんだから、それぐらいのことは分かっていると思うんですけど、それを今ここで聞いても、いや、その情報が入っていませんとい

うのは、いかがなものかと思えます。

○村上まちづくり推進部長 私らも観光部局、観光産業課長とも調整は、いろいろ情報は聞いているんですけども、観光部局のほうにも明確な情報が、今のところ入っていないということなので、私ども、不確定な情報というのがちょっと分からない中で、情報提供というのはちょっとできない状況になっております。そこはご理解いただきたいと思えます。

○中村委員 ご理解いただきたいといっても、太子温泉という名前がついている。観光としては非常に今まで来たところなので、それを何の情報も入っていないと言われるのは、ちょっと聞き捨てならんというか、あまりにも雑なのではないですか。もう少し、それはどこか行って無いというんなら、それはどうしようもないんですけど、太子温泉として、また新たにやるという施設でありながら、当然ながら今、税務課長も言ったように、入湯税で少しでも入るわけですから、当然それもまた、観光関係にしても、重要な観光の資源の1つだと思っていますので、もう少しちゃんとしたお答えはできませんか。

○村上まちづくり推進部長 町としましても、明確な情報が入れば今後、主要な観光施設ということで、観光施策について連携は十分図っていかないといけない業者さんやとは認識しておりますし、委員がおっしゃる、情報が入っていないのはおかしいのと違うかというのは十分理解しますし、言われるとおりに思うんですけども、今のところ、ちょっと情報が入っていない中で、中々動きようがございません。その辺が明確に分かり次第、今後の施策、観光施策に密接に連携を取らなアカン、取っていかないといけない事業者さんと認識しておりますので、その時期が来たら、適切には対応していきたいと考えております。

以上です。

○中村委員 しつこいようですけども、今期中に、議会中にお会いするとか何とかで、そういった情報というのは、行って話しすれば分かる話しではないんですか。出すわけにはいかないんですか。

○村上まちづくり推進部長 これも相手方さんが、相手がおられることでございますので、その辺は、一応その辺は観光部局と調整、私がこの長になりますので、調整しつつ、今後、どういった計画を持っておられるかというのは確認させていただきまして、できましたら議会中に、報告できましたら報告できるように検討させていただきます。

○中村委員 よろしく申し上げます。

- 辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。
- 村井委員 ちょっとさっきの続きで、入りのところの中村委員と関連の質問なんですけど、入湯税のところですけど、今回15万円計上と。そもそも、鉱泉浴場における入湯客に対する、お一人当たり幾分かのご負担をいただいているかと思うんですけど、それ、額はお一人幾らですか。
- 田中税務課長 入湯税の額ということだと思うんですけども、入場客1人1日につき、宿泊であれば150円で、日帰りであれば75円という形になっております。
- 村井委員 大体、利用者さんの見込みというのは、大体どれぐらいということによろしいですか。
- 田中税務課長 月170人ぐらいでございます。
- 村井委員 月170人で、それで、もう一つ、その入りのところで、附属資料の2頁のところの地方交付税が増になっておるといことなんですけど、その増の見込みの根拠というところは、どういうところを根拠としてそのように計上されているのでしょうか。
- 辻本総務財政課長 地方交付税につきましては、ご覧いただいたとおり、前年度と比較して増の見込みを立てております。その根拠といたしましては幾つかございますが、大きくは地方財政対策によりまして示されております地方の一般財源所要額を増で見込まれております。また、昨今新聞等でも出ておりますが、一定、ちょっと物価高騰対策に係る需要を見込んで、普通交付税のほうで、ちょっと算定に乗っけていくというような報道も出ておりますので、太子町としましては、これは普通交付税ですので、やっぱり需要と入り、収入の差引きというところで、単純に見込まれているので増えるといったような関係ではございませんが、収入のほうも、昨年度と比較しまして、さほど、町税も先ほどご覧いただきましたけれども、少したばこ税のところでは減されておったりということで、税収もそこまで増えないという見込みを立てております中で、結果的に需要のほうの増の分の跳ね返りとして、地方交付税で増を見込んでおるといようなことでございます。
- 村井委員 昨今の原油高に伴う、いろいろ物価高、上昇といったところのことは、これから交付税で措置されるのも見込んでおるといことによろしいのでしょうか。
- 辻本総務財政課長 その1点ではございませんが、今おっしゃったような経費も、当然増の要因の1つとして見込んでおります。
- 村井委員 要因の1つということで、ほかの、これ、明日の審議もありますけど、これ、

全事業において交付税措置される事業があるならば、これはもう導入する余地というところで、やっぱりそういうところは、国、大阪府のところのお力を借りながら、事業推進といったところで、その財源確保というのはすごく大事だと思いますので、また財源確保のところ、努力していただきたい。

もう一個、この入りのところで、ゴルフ場利用税、今年度減となっておりますけど、この減の見込みの根拠というのを教えていただけませんか。

○辻本総務財政課長 ゴルフ場の利用税、交付金でございますが、そちらにつきましては、1月末ぐらいに大阪府の税のほうで見込まれております伸び率であったりというのを参考に、予算見積りを立てております。そもそもですけども、ゴルフ場利用税交付金といいますのは、ゴルフ場所在の市町村に対し、大阪府が収納した当該ゴルフ場に係るゴルフ場利用税額の一定割合に相当する額を、府から太子町に対して交付されるといったような交付金でございます。当然、その見込みを立てる中で、ゴルフ場の利用客の数というのを、当然見立ててのことであるというふうに理解しております。

○村井委員 これ、私もここで質問しますけど、これ、そもそも太子町の単独の事業、徴収事業ではないでしょうし、交付金という形で大阪府のほうから入ってきているので、太子町がどうやこうやというところのことはないかと思うんですけど、太子町に関しては太子カントリーさん、1つのゴルフ場しかないので、私の記憶するところでは、お一人当たり800円やったかな、1等級から8等級のゴルフ場があって、4等級は800円やったと思うんです。だから、その辺のところ、聞いています中には、このコロナ明けからゴルフ場、もうすごく大にぎわい、ずっといっぱいやと、フルエントリーやということもよく聞きますし、またその辺のところも、実際、さっきの入湯税と一緒に、どういう形で課税されていくのか分かりませんが、少しでも財源としてというところがあれば確保していただいて、またそういうところの利用促進という策も、これはまた違う部署になるかもわかりませんが、相乗的に考えていただけたら、検討していただけたらいいかなと思います。

以上でございます。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○建石委員 公債の件で、税収、地方交付税が結構伸びてくると。その分の中で、臨財債が限度額を削ってきたと。元々、その臨財債の枠組みを減らすという関連からすれば、私の思いは、臨財債は手形をもらうのだというふうな思いがあるんですけど、その辺の

ところの関連性は、交付税と関連して、こういう財源組みをされたわけなんですか。

○**辻本総務財政課長** 臨財債の見積りにつきましては、地方交付税同様、太子町の依存財源ではありますが、一般財源ということで、そこは臨財債と地方交付税セットで、常に考えて予算措置しております。簡単に申し上げますと、地方交付税の不足分を補填するのが臨財債という部分になるかと思えます。来年の国の試算によりますと、国税が好調であるということで、地方交付税に回せる原資のほうが大部分確保、必要な、要する原資のほう確保できた中で、それを補填するための臨財債が、かなりの金額、抑制されております。ですので、地財でも臨財債のほうを、総発行予定額、かなり抑制された額になっておりますので、太子町の予算としましても、それを反映したような形の予算見積りにしております。

以上です。

○**建石委員** この件に関して、日本国内でも税収が抜群に伸びてくるという思いであって、これは国の施策的に、何らかの指導等々が入ってはいないんですね。

○**辻本総務財政課長** 国の施策としましても、臨財債というのは将来に対する借金ですので、その部分を抑制して、国の借金も、財政状況も健全化を図るといったような目標等は、国のほうも持っているかと思えます。今回、臨財債がかなり抑制されているというところにつきましては、先ほどちょっと申し上げて、繰り返しになりますけれども、国税の増収によるものという部分が非常に大きく影響しているものと理解しております。

○**辻本（馨）委員長** ほかにございませんか。

○**西田委員** 今の続きなんですが、国税が影響しているということで、臨時財政対策債、これは国が示しているの。太子町がそれだけ借りんでいいですよと断っているのか、そうやって交付税が入ってくるから、これだけで少なくしてくださいと言われてるんですか。

○**辻本総務財政課長** 臨時財政対策債の発行可能額につきましては、普通交付税の算定とセットで行われるものでございます。ですので、太子町独自で見積もるといようなことは行っておりません。ただ、そこで算定される発行可能額を実際に発行するか、限度額いっぱい発行するか、もしくはもう発行しないというような団体も、中にはございますけれども、そういった判断は太子町独自の判断になってまいります。

○**西田委員** そういう意味では、もう限度額いっぱいいっぱいになかったのが、今年度予算やった、そういう説明があったかしら。いっぱいいっぱい取っているんですか。

○辻本総務財政課長 今のところ、太子町で算定されます臨財債の発行可能額に対して、実際に発行している枠というのはいっぱいまで、可能額いっぱい発行しております。ですので、今回の5年度の見積り、臨財債につきましても、今の段階で見積もれる発行可能額イコール発行可能額というふうに捉えております。

○西田委員 それでは、改めて聞きますけれども、町長就任されて4年目、最後のまとめの年の予算やと思うんですけれども、そういう意味では、今年度の予算の組み方で、一応、4年に対する公約をされているのであれば、それは反映され尽くした予算になっているのかということと、今回、予算を組むに当たって、もうすごいしんどかったわというのか、ふるさと太子応援基金ですか。基金が増えていることで、割に組みやすかったのか、そういう大きなところで物を言っていただきたいんですが。

○西本秘書政策課長 令和5年度の予算の組み方といいますか、大きな方針なんですけれども、本町の総合計画に掲げる将来像、その実現に向けまして、昨年から続いて国の施策であったり、大阪府、市町村との連携を図りながら予算を組んでおります。具体的には、大きくは給食の無償というところは1つ掲げております。それと、時代の1つの流れの中で、ゼロカーボンシティ、そういった視点も踏まえながら、もちろんDXの、令和4年度、いろんな事業を立ち上げてまいりましたが、継続してDXを推進していくという考え方の下、そういった分野に予算を投入しております。加えて、本町の魅力あるまちづくりということで、本町特有の歴史・文化がある、そういったまちづくりを進めていくという、そういうふうな視点も入れながら、予算を組んでおります。

以上です。

○西田委員 それは施政方針演説でしたか、それでおっしゃっていただけたんですけど、大きく見てちょっと、4年の最後の年を、町長はこの予算にどう気持ちを入れてつくったかということ、ちょっと教えていただけたら。

○田中町長 大きな総合計画の中で、太子町が掲げている目標、これをまず達成するというのも1つの大きな目標ですし、それとまた、私が今から言ったら3年前ですか、3年前に町長として、公約として掲げさせていただいたことは、住民さんとのお約束ということでもありますので、そういったことをやっぱり1つずつ実現していくというのも、私に課せられた責任というふうに思っております。その中で、今回学校給食費の全額の無償化というのは、非常にやっぱり本町にとっても財源負担が大きいという中で、どうやってこれを実現するのかというところで、非常に難題であったわけなんですけれども、

今回、おかげさまでふるさと納税の、そういった寄付金を活用しながら、そういったところにも着手していこうということでございます。財政状況というものは常に変わっていきますので、ですから途中で申し上げたように、学校給食をすることだけが財政目標ではないということなので、もし学校給食ができて、前も言ったことあるんですけど、町の財政が逆に破綻しましたでは、これ、本末転倒ということになりますので、そういった意味でしっかりと、今回財源の見通しも立ったということで、当面、3年についてはしっかりと学校給食無償化に取り組んでいくということで、今回は決断させていただきました。その他、公約で全部が全部できているということではないんですけれども、あらかた、お約束したことは網羅できてきているのではないかなというふうには思っておりますので、引き続き、足りない分についても努力をしていきたいというふうには思っております。

ありがとうございます、以上です。

○西田委員 一つひとつのできたことで、うれしいことはたくさんありますし、ちょっとできていないこともあるなというのは、また個別のところでお話しさせていただきたいと思うんですが、一番最初にやられたことに、退職金カットとかがあったんですが、やっぱりこうやって進んでいく段階で、最初のほうにあります報酬審議会でしたか。正式名、ちょっとあれなんですけど、そういうのを開いて、きっちりやっついこうと思われませんか。ずっと元のお金があって、町長でも。だけど、そこから、今ちょっとしんどいから何%減とかいうのを、審議会も開かずに、自分の報酬やから、給料やからということで図ってきましたけれども、その審議会は開かれているんですか、まず。

○西本秘書政策課長 報酬審議会でございますけれども、報酬審議会は、最近は開いておりません。この内容は、議会の議員の議員報酬の額であったり、町長、副町長、教育長の給料の額、そういったものを定めて、条例に定めて、議会に提出する際には事前に審議会の意見を聞くということでなされております。そういったことの中での報酬審議会でございますが、直近、これまでは特に、ここ数年は開かれておらないのが実情です。

○西田委員 自分のと思わずに、太子町と思って、一度、元のやつはええのか悪いのかというのを、ちょっと考える時期に来ているのではないかなと思うんです。それは別に人を思い浮かべたら、自分のことと思うので、あれなんですけれども、私はやっぱり、首長さんはきっちり、4年間の仕事に対して、退職金はあるべきだと思いますし、今回、特に元からカットということで、町長のほうが、副町長よりたしか少なくな

ったと思うんです。それはやっぱりちょっと形が違うのではないかなと思うので、そういう、何%カットになったらどこかで逆転するのであれば、元をいらったらいいかとか、ちょっと、しばらく開いていないということなんですが、ちゃんとかうやって、支出の内訳のところにも名前が入っていて、予算がついているんだったら、少し考える会議、開いてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 63、64、65、66頁の、その辺の徴税費と戸籍住民登録費のところの項目なんですけど、まず今、これ、令和5年度のところが、今現在の直近のデータで見たら、マイナンバーカードの発行と登録の申請済み状況ですね。今、どれくらいの方が実際されているのか。

○辻本（馨）委員長 住民人権課。

○村井委員 そうか。なら、ごめんなさい。

なら、税のところでもちょっと聞かせていただきます。入りのところで、コンビニで徴税代行サービスというのが始まっていると思うんですけど、その今の実際の伸び具合はどんなものなんですか。

○田中税務課長 コンビニ収納の伸び具合ということだと思うんですけども、令和4年度の見込みといたしまして、一応納付書支払いという部分で見ますと、税だけで言いますと1万8千件程度あるんですけども、そのうち、コンビニのほうは6千600件程度の収入という形になっております。今までの過去からの伸びということにはなるんですけども、令和3年度等と比較いたしまして、それほど大きな変動はないというような形になっております。電子納付のほうも始まっておりますので、そちらのほうに移行されている方もおられますので、コンビニの直接納付という部分での伸びでは、そこまで変動はございません。

○村井委員 これ、続きの質問になるかと思うんですけど、マイナンバーカードを活用してその辺のところも、これから選挙も、投票所にかかわらずどこでも行けますよみたいなことも、何か試験的に行われているというようなこともあるでしょうし、やっぱりそういうところの、庁舎に来庁していただいて、手続き、また納付していただくということが、また新たな形の、私はステージに入っているなどは思っておるので、またその辺の工夫、もしくは啓発、どんどんしていただいて、現場の担当の職員さんの負担軽減というの、働き方改革というのにもつながるでしょうし、またその辺、検討して

いただきますようお願いしておきます。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 コロナがもう本当に厳しくて、コロナ対策がどんどんどんどんついてきて、コロナ対策の施策を打ったんですが、この令和5年度始まる前に、そういうお金が動いているというのは、国からのというのは、見えてこないんですけれども、それでもまだ収まっているわけでもありませんしという中で、本年度の太子町のこの予算の中に、コロナ対策と言われるのはどういうのが入っているんですか。

○西本秘書政策課長 今年度、令和4年度でよろしいでしょうか。今年度。

○西田委員 ごめんなさい、この、今、予算で。ごめんなさい。

○西本秘書政策課長 令和5年度の事業としては、コロナの補助金を活用した、そういったコロナ事業としては入っておりません。

○西田委員 太子町独自でもやってきたと思うんですけれども、コロナという、銘打ってというのは入っていないということですか。

○西本秘書政策課長 一旦、令和5年度については入ってございません。

○西田委員 国からあるということも大きかったんですけれども、やっぱりこれだけ物価高騰している中で、税は上がるし、保険料は上がるしという中で、うちの、やっぱり水道料金に、ずっとこの間免除というのは大きかったと思うんですけれども、そういう、今の物価上昇に合わせて、太子町独自でということ考えたのは、この令和5年度には何もないということよろしいんですね。

○西本秘書政策課長 もちろん、関連しましてこれらの事業が直接コロナ対策ということではないですけれども、コロナに疲弊したこの社会に一石を投じるといいますか、一助になるような形でお金が有効的に使われればという思いはございますが、令和3年度、4年度のときのような、いわゆるコロナ事業という形での予算化は、特にしておりません。

○西田委員 そうかもしれないんですけれども、太子町独自にいいこともいっぱいやっているではないですか。先ほど町長がどこまでできたかなと言っていた公約の1つに、SNSを活用し、町政の情報発信と、やっぱり太子町のいいことをSNSでも発信して、太子町に来てください、観光だけではないではないですか。そういうところからもどんどん入ってくれる若い人もいらっしゃるの、そういう思いで、せっかくの予算組んだんですから、いいものを前に前に出せるように、聞かれたら答えられるようにしていた

だきたいと思うんです。それが情報発信のもとですから。そこがゆらゆらしていたら、中々発信できないと思いますので、少し。いいことやっているのに、何か隠しているように見えちゃうのはもったいないので、そこはしっかり、大げさぐらいでもいいぐらいに発信すべきところが、どうもうちは奥ゆかし過ぎて、もったいないなといつも思っているんです。そこは担当としてしっかりやっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 庁舎管理のことで聞いていいのかな。庁舎管理になるかどうかわかりませんというようなところもあったんですが、トイレに生理用品を置いてほしいということ、ちょっと前向きに考えていこうかなという話もあったんですけども、その話はどのようになっていますでしょうか。

○辻本総務財政課長 生理用ナプキンのトイレ常備というお話で、以前、委員のほうからいただいております。その際もちょっとご答弁等でさせていただいたかと思いますが、まず置く施設、今、庁舎限定ということでしたら庁舎管理、私のほうからお答えさせていただきますが、庁舎に関しましては、かなりの、ちょっと同じ町になりますけれども、町で、そのときちょっと申し上げていた、業者とタイアップして、自動のすつとかざしたら出てくるという、その代わり広告を流すという機械を設置しておる町がございまして、実際にちょっと、また向こうさんにアポを取りまして、実際の使い勝手等々、職員の見解もお聞かせ願おうかなというふうに考えております。また違う視点で、福祉的な部分で、本当に困った人へ手渡しでというようなやり方を取っているところもございしますので、それはまた福祉部局のほうで掘り下げていただければと思います。いずれにしても、そういった状況を踏まえまして、太子町としてどの形で取り組むのが一番、実際に困った方に対して親切な対応になるかといったような視点で続けてまいりたいなとは思っています。

○西田委員 しっかり答えていただいて、ありがとうございます。

それで、1つ見つけたのに、トイレトペーパーのように常備してほしいというのが願ひなんですけれども、トイレトペーパーのように、生理用品がちぎったら取れるという、外国から入ってきたみたいなんです、そういうのもあるらしくて、うちでいけば、女子トイレ入ったら2つ入れられるようになっているではないですか。そのうちの1つが、そういうのがあるらしいんです。まだ実物は見たことないんですけれども、で

はどこに置こうかなとか、一個一個置いたら盗られるかなとか、いろいろ心配していたのが、個室の中まで入ってといたら、少し話変わってくると思いますので、いろいろ考えていただいているみたいなので、そういうのもあるんだなというのを、ちょっと頭に入れていただけたらうれしいです。よろしくをお願いします。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○辻本（博）委員 予算書10頁、歳出のところなんですけど、10番の災害復旧のところ、当初予算が、これ54万円、昨年度も54万円なんです。これはどういう復旧作業というのがあったんでしょうか。

○村上まちづくり推進部長 これは農林債と公共土木債ということで、まだ災害は起こっていないんですけども、頭出しで予算を、毎年計上させていただいているところです。

○辻本（博）委員 ありがとうございます。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ないようですので、質疑を終わります。

それでは、理事者側の交代のため、ここで暫時休憩といたします。

午後 1時42分 休 憩

午後 1時47分 再 開

○辻本（馨）委員長 それでは、再開いたします。

続いて、政策総務部関係の歳入歳出について説明を求めます。

○小角政策総務部長 そうしましたら、続きまして自治防災課、住民人権課の歳入歳出予算の説明をさせていただきます。

予算書の49、50頁になります。

2款総務費、1項総務管理費、6目自治振興費、予算額1千637万円、前年度に比べ76万5千円の減でございます。

事業別区分2、地区・町会等運営事業1千629万9千円は、区長・町会長の報償費及び地区集会所の維持管理に係る経費並びに町会に交付する自治振興補助金の経費を計上しております。前年度からの減額は、山田集会所の空調設備更新工事及び各町会集会所の修理等に係る補助金などによるものでございます。

51、52頁をお願いいたします。

7目交通安全対策費、予算額20万7千円、前年度に比べ6千円の減、事業別区分1、交通安全推進事業20万7千円は、交通安全対策の推進に要する啓発グッズや、富田林警察署管内交通安全協会負担金の経費を計上しております。

8目の防犯対策費、予算額1千239万8千円、前年度に比べ354万3千円の増で、これは防犯灯電気料金の値上げ分及び新たに町が設置する防犯カメラ3台分の工事費などでございます。

事業別区分1、防犯委員会事業65万3千円は、年間を通して防犯対策や啓発を推進するために必要な負担金、富田林警察署管内防犯協議会や防犯委員会の助成金を計上しております。

2の防犯灯維持管理事業801万8千円は、29年度に実施しました防犯灯のLED設置事業によるLED灯具等の1年間のリース料、町が新規に設置するLED防犯灯の工事請負費、防犯灯の電気料金を計上しております。電気料金は値上げにより117万2千円を増額し、483万2千円としております。

3の地域安全センター事業19万9千円は、青パト隊、見守り隊等のボランティア保険、青パト隊員の研修に伴うバス借上げ料などを計上しております。

4の防犯カメラ維持管理事業352万8千円は、町会と町設置のカメラの電気料金、4台分の町会に対する防犯カメラ設置更新補助金など、新たに町が設置する防犯カメラ3台分を工事請負費として計上しております。財源内訳の繰入金236万円は、環境衛生等基金からの繰入れでございます。

57、58頁をお願いいたします。

12目の人権啓発費予算額197万1千円、前年度に比べ19万3千円の増。これは、本町人権協会への助成金や人権啓発施策の推進に関わる経費を計上しております。財源内訳の府支出金40万円は、人権啓発活動委託金でございます。

63、64頁でございます。

3項戸籍住民登録費、1目の戸籍住民登録費、予算額7千256万6千円で、前年度に比べ163万6千円の増。

事業別区分1の職員人件費5千53万5千円の財源内訳の国庫支出金19万5千円は、中長期在留事務委託費交付金、府支出金の122万7千円は総合相談事業交付金及び人口動態統計調査費交付金、使用料・手数料の449万7千円は、戸籍謄抄本、住民票、印鑑証明などの交付手数料でございます。

2の戸籍住民登録事業2千107万7千円は、戸籍住民基本台帳、住基ネットワーク、住民票等コンビニ交付など、電算システムの運用などに係る経費でございます。財源内訳の国庫支出金361万8千円は、マイナンバーカード交付事務補助金でございます。

65、66頁になります。

3の旅券事務事業95万4千円は、富田林市への旅券発給業務委託料で、財源内訳の府支出金31万5千円は、旅券事務交付金でございます。

4項の選挙費、1目選挙管理委員会費、予算額37万9千円は、選挙管理委員会委員4名の報酬等、委員会の運営に係る経費でございます。

67、68頁でございます。

2目の町長選挙費、予算額294万3千円は、令和6年4月17日任期満了の町長選挙に係る経費となっております。

3目大阪府知事選挙費、予算額482万4千円は令和5年4月6日任期満了の大阪府知事選挙に係る経費となっております。

69、70頁をお願いいたします。

4目府議会議員選挙費、予算額469万6千円は、令和5年4月29日任期満了の大阪府議会議員選挙に係る経費となっております。

少し飛びますけれども、129、130頁をお願いいたします。

8款消防費、1項消防費、2目の常備消防費、予算額2億5千350万5千円、前年度に比べ1千948万1千円の増。これは、主に高規格救急車の購入費に減があったものの、新たに常備消防広域化事業として6千736万5千円を計上しているものでございます。

事業別区分1、常備消防事業1億8千614万円は、富田林市消防本部への消防救急業務委託料、消火栓の新設及び修繕の経費などを計上しております。財源内訳の府支出金33万6千円は、消防費補助金の移譲事務交付金でございます。

2の常備消防広域化事業6千736万5千円は、本年度から新たな事業で、令和6年度の消防広域化に先立ち、広域化の枠組みの中で消防指令センターの改修及びはしご車の購入を行うための負担金でございます。財源内訳の地方債6千720万円は、消防設備整備事業債でございます。

3目の非常備消防費、予算額1千834万2千円、前年度に比べ166万2千円の増です。これは分団詰所の電気、水道料金及び各メーター設置工事などによるものでござ

います。

事業別区分1、非常備消防管理事業1千636万9千円は、消防団員の年間報酬や火災等出動報酬など、消防団活動に必要な経費を計上しております。なお、分団詰所に係る電気料、水道料の費用は町において負担するよう見直しを行い、必要に応じて電気メーターなどの設置を行った上、負担するものでございます。財源内訳の諸収入217万3千円は、退職消防団員報償費等200万円及び消防団福祉共済入院見舞金15万円などでございます。

131、132頁をお願いいたします。

消防資機材整備事業197万3千円は、消防団の消防活動時の消耗品費、資機材車やポンプ車の燃料費、車検等費用を見込んでおります。また、山田消防団消防ポンプ車のオークションでの売却に係るシステム手数料17万6千円を計上しております。

5目災害対策費、予算額578万7千円、前年度に比べ41万3千円の減。これは、5年に一度必要な行政防災無線の無線局再免許申請手続委託料及び大阪府防災情報充実強化事業負担金などの減によるものでございます。

事業別区分1、災害対策事業578万7千円は、戸別受信機のアンテナ設置工事費等の町防災行政無線の維持管理に関する事業費、その他災害対策に必要な経費を計上しております。

自治防災課及び住民人権課の歳入歳出予算の説明は以上でございます。これで議会事務局、会計課、政策総務部所管の歳入歳出、全ての説明を終わります。

以上でございます。

○辻本（馨）委員長 ただいま、政策総務部の自治防災課、住民人権課所管分の歳入歳出について説明がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○村井委員 今現在のマイナンバーカードの発行済み枚数と、申請済みの件数を教えていただけませんか。

○木村住民人権課長 マイナンバーカードの交付枚数、5年の2月末時点になります。交付枚数が9千136枚です。申請枚数が9千722枚となっております。

以上です。

○村井委員 それと、この間に、令和4年度中にコンビニの交付サービス事業が始まっているかと思うんですけど、その利用推移と、私も個別にお願いしたところでは、そう

いう制度が始まりましたよという啓発、やっぱりその前からも、住民さんの中ではそういうのをすごく要望されて、ご期待されている方が多かったので、その辺の、これからのお考えを教えてくださいませんか。

○木村住民人権課長 コンビニ交付の利用枚数につきましては、令和5年1月18日から始まりまして、1月中で43枚、2月末で91枚の発行部数を発行させていただいております。

周知につきましては、マイナンバーカードの交付時にチラシを掲載させていただいたり、ホームページや広報紙、あと、コンビニに、この間、先日各町内の4店舗を回らせていただきまして、コンビニにポスターの掲示をお願いしていただきましたところ、快く引き受けていただいておりますので、掲示されておるかと思えます。

以上です。

○村井委員 この件に関しては、先ほど聞いた税徴収といった部分も、公金収納といったところ、もしくは交付といったところで、これからまだまだ伸びる、特にマイナンバーカードを活用して、国がデジタル化のところで伸びてくるかと思うんです。これ、小さな、スケールメリット的に言うたら、費用のことはかかるかもわからないんですけど、それがもう日本国中、スタンダードな生活の、行政手続きの在り方になってくると思うので、力を入れてもらえますようお願いしておきます。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 次、52頁の、すみません、ちょっと私、聞き損ねた、防犯カメラ設置を、太子町3台と言ったところ、もう一回説明していただけますか。項目の52の。

○辻中自治防災課長 防犯カメラの設置ということで、太子町が設置する防犯カメラ、現在7か所11台を設置しておるところでございます。これにつきましては、平成27年度に犯罪の防止並びに事件発生等の逃走の経路の追跡に貢献するよということ、富田林警察等と調整しまして、幹線道路の行政界に位置する交差点等に設置するという形で、既に11台設置しているところでございますが、今回、幹線道路、行政界の監視に加え、子どもの通学や歩行者の安全確保のため、また、交通事故を抑制するために、町内の交差点について検討をしてみました。町内の主な10か所の交差点について検討を行った結果、特に防犯カメラの設置が有効と考えられる3か所を設置という形で選んだ次第です。

以上です。

○村井委員 それと、従来の町会・自治会が設置していただく部分の補助というところも、制度はあるのでしょうか。

○辻中自治防災課長 おっしゃるとおり、町会・自治会で設置していただく防犯カメラにつきましては、防犯カメラの設置補助金という形で、また今回、7年ぐらいたっている町会のカメラもありますので、更新も含めて補助していこうという形で、今回予算計上させていただいています。

○村井委員 今ご答弁いただきましたように、7年ぐらいですか、一番最初に設置していただいてから、その維持管理のところをしっかりと維持管理していただいているとは思いますが、やっぱりそのところの点検含めて、それと、カメラもどンドンどンドン新しく、高性能なのが出てきていますし、もう一つ言えば、最初、防犯カメラのときはいろいろ問題、こんなあるのではないかとありましたけど、今ではもうあって当たり前の、特に事件、事故の検挙に直接つながるような情報というところ、有効なところ、出ていますので、この辺も力を入れていかなあかんと。ただ、これ、太子町においては、たしか町会・自治会が先行して設置していったと思うんです。後追いで太子町が据え付けていったと思うんですけど。その中で、私が前から言っている、そもそも町の中の学校園、公園、都市公園が、ある自治会のだ真ん中にあるわけじゃないんですね。自治会・町会の皆さんの利用しやすい端っこ、何かそういう、どこの町会でもなく、どこの自治会でもなくといったところに学校、公園、あると思うんです。それが、町会・自治会にお願いしたから、町会・自治会の真ん中は付けていただいているんですけど、小学校、あるのはあるけど、うちのところの町会の端っこやで、こっち、ここのA町の端っこで、B町、B自治会の端っこやでみたいな。その辺のところも、太子町の公共施設、特に教育関係の施設の周辺、これ、盲点的なところになっておると思うので、これ、太子町が先行して付けていたら、そんなことなかったと思うんですけど。まず、自治会・町会にお願いしてしまったものやから、ちょっとそういうところの盲点があるかと思うんですけど、その辺の認識、教えていただけませんか。

○辻中自治防災課長 おっしゃるとおり、町会のほうの設置が先行してという形にはなっていると思います。太子町の中では、和みの広場には一定防犯カメラ等ありますけれども、おっしゃるとおり、町会の合間でありまして、また町会の、あまり通らないような、家がないけれども、通学路になっているところとかというのがあります。そこに関しましても、現在、町会の方ともご協力いただきながら、設置をお願いしたり、また、

全体の防犯カメラの設置のバランスも考えて、検討していきたいと思います。

○村井委員 今おっしゃったように、具体的なところで言ったら太子町立中学校、山田小学校、磯長小学校、これ、どこの自治会のど真ん中にあるわけではなく、その町会、自治会どこですかと言われてたら、いや、これどこなんですかねみたいな状況だと思うんですよ。そのところを、自治会・町会の方をお願いするというのもやっぱり変な話でしょうし、また、太子町において今、幹線道路、交差点といったところも重点的にといったところがあったんでしょうけど、まず学校園、もしくは子どもがよく使う都市公園、そういうところも設置のほう、力を入れていかんと、肝心なところについていないというのにならないように、また検討してもらえるようお願いしておきます。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○斧田委員 説明していただいていたのかもわからへんけど、ちょっと聞き逃した点について質問したいと思います。

65、66頁の中の、旅券事務事業ということで、パスポートの発行を富田林市のほうで委託しているかと思うんですけれども、この予算を組んでいる委託料の根拠というんですか、件数的なものを教えてもらいたいなど。

○木村住民人権課長 旅券につきましては、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村で、1市2町1村でさせていただいております、人口比較であったり均等割等で計算をさせていただいております。

以上です。

○斧田委員 ありがとうございます。

続いて、51、52頁の地域安全センターの内容で、青パト隊員のことなんですけれども、今で大体何名ぐらいで頑張っておられるのか、ちょっと教えていただけたらと思います。

○辻中自治防災課長 青パト隊員につきましては、昼の下校の時間帯に2人組で回っているんですけれども、こちらはおよそ50名程度となっております。ただ、ちょっと高齢化が進んでいるところで、今後、ちょっと増員の検討もしなければならないと考えております。

○斧田委員 そうですね。こういうボランティア事業というか、頑張っておられる行政としてもサポートのほう、これからはしていただけたらと思います。

それと、129、130頁の非常備消防の関係で、指令センターの改修事業というこ

とで、約6千万円のこの予算が上がっているんですけども、具体的に、今度の広域化になったときの改修だと思うんですけど、具体的にはどういうふうな改修がされるのか、ちょっと教えてもらえたらと思います。

○**辻中自治防災課長** 消防の指令センターの改修の内容ということです。令和6年の広域化に先立ちまして、富田林市消防本部の指令センターが更新時期を迎えます。これを合わせまして、河内長野市消防本部並びに富田林市消防本部、柏羽藤の消防組合、この3つの指令センターを統合しまして、現在藤井寺にあります柏羽藤の指令センターのところに、3つ合わせて開所するというものでございます。

以上です。

○**斧田委員** ということは、ごめんなさい、僕自身思っていたのが、ここの太子分署の中でそういうふうな改修をするかと思っていたんですけど、そうではなくて、全体の中の指令センターのための費用やということなんですね。

○**辻中自治防災課長** おっしゃるとおり、全体のシステムを改修して、もちろん太子分署の受ける側の改修も含まれますが、全体の部分の改修の費用の、太子町の負担分という形になります。

○**辻本（馨）委員長** ほかにございませんか。

○**村井委員** 1点だけ。52頁のところの、先ほどの斧田委員にも関連した質問になるかと思うんですけど、青パト隊の皆さんが公用車を運転されて、パトロールされていますと。ほかにも公用車の運転されるドライバー、もちろん職員さんも公用車、日頃から運転されるかと思うんですけど、その中の、交通安全推進事業の中の、富田林警察管内の交通安全協会負担金、この管内の交通安全協会におかれましては、毎年春と秋に交通安全講習会というのが実施されているかと思うんです。万葉ホールで。昨今の、やっぱり高齢ドライバーさんと、車の技術革新においての中の、そういうようなことで、大事故になっているというふうなところもあるかと思うんですけど、それと、やっぱり道路交通法も毎年のように大きな改正がされているという情報1つにしても、いろいろそういう講習ではあるかと思うので、職員さん、青パトの皆さんとか、公用車を運転される方、また福祉事業関係でも公用車を運転されている方、いらっしゃると思うので、そういう方は率先して、その講習に参加していただいて、受講していただいて、日頃の安全に公用車を運転いただくというのも1つ、いつも協会が講習開いていただいている中で、役場としてそういうことを進めていったらどうやと思うんですけど、その辺のお考え、あ

るならば教えていただけませんか。

○**辻中自治防災課長** 今お話しいただきました、安全運転の講習会につきましては、長らくコロナで中止しておりましたが、この3月には、14日、15日に万葉ホールのほうで開催する予定となっております。これへの参加につきましては、今おっしゃっていただいたとおり、青パトの皆さんにはぜひとも参加いただくようにという、今、周知しておるところです。また、これからになりますけれども、役場の職員並びに福祉の関係の公用車の運転する職員にも案内、周知を行っていきたいと考えております。

以上です。

○**村井委員** ぜひとも、これこそ同じ部署の中なのか、ばらばらにあったのが、そういうふうに講習会開いていただいているので、役場職員の皆さん、私たち議員もそうなんですけど、率先して参加して、やっぱり公用車の、さっきの更新計画どないなってるんやの前に、やっぱり安全運転に努めるといったところで参加というのを、義務とは言われへんけど、やっぱり率先して参加していかなあかんかと思いますので、その辺、力入れてもらえますようお願いしておきます。

○**辻本（馨）委員長** ほかにございませんか。

○**西田委員** 50頁です。報償費なんですけれども、町会長等報償費、これは年度のどの辺りでお渡しするんですか。

○**辻中自治防災課長** 町会長の報償費についてでございますけれども、年末12月ぐらいにお支払いしていると記憶しております。

以上です。

○**西田委員** うちなんか、本当に毎年ぐらい替わることで、知らないで町会長になって、ちょっと本当にびっくりする、よそは知らないんですけれども、そういうことがあって、町会長を集めてお話しするのであったら、最初にそういうお話を1つ振っておくとか、渡す時期も考えていただいたらいいと思うのだけれども、ちょっと扱いに困るというような話も聞きますので、時期か、その周知か、ちょっと考えていただけたらと思うので、よろしくをお願いします。

それと、続きまして、防犯灯ですけれども、防犯灯をつけようと思う基準は何ですか。

○**辻中自治防災課長** 防犯灯につきましては、毎年何か所か設置をしているところがございますけれども、設置の基準というのは、特にこれだからこうところはないんですけれども、まず第一義に、各町会長を通じての設置の要望に応じて設置するという形にして

おります。

○西田委員 それが一番いい感じなんですね。だから、町会長がいてるところはいいんですけれども、町会から離れているところというのは、もう個人さんで言うていくしかないということですか。

○辻中自治防災課長 町会からは、もう入っておられない方もおられますし、暗いなということを感じられた住民さんの方は、うちの課に相談していただいて、現地確認の上ということになりますけれども、設置を検討していくという形にしております。

○西田委員 暗くて困っているというのは住民さんであり、そうやって声を上げた方だと思いますので、何度も言っていますけれども、中々太子町外は難しいとおっしゃいますが、駅から歩いて帰ってくる人が多いので、太子中央線もですが、私、この間、旧のほうを通ってみたら、本当そっちのほうももっと暗いのと違うかなぐらいに暗いので、セブンイレブンのほうです。本当に暗いところに防犯灯はあってほしいので、そういう声が上がったところにはなるべく、汗かいてでもつける努力をしていただきたいので、よろしくをお願いします。

67頁です。選挙がもうこの4月にあるということで、ところが、もう収まったんでしょうかね。マイナンバーは2万ポイントもらえるということで、すごくにぎわっていて、最大は1時間半待ちのときもあったとお聞きしたんです。それでもまだマイナンバー、全国民に持ってもらいたいぐらいやから、更なる何か手を打とうかなというようなことを国が言っているとか、そういうのも聞くんですが、選挙があつて、このマイナンバーがあつて、本当、住民人権課、職員さんの負担は大丈夫なんでしょうか。その手では、特に4月なんていったら、もしかしたら人事異動があるかもしれへんというときのことも含めて考えて、人のことは多めに置こうとか、今考えていることはあるんでしょうか。

○西本秘書政策課長 人事異動については、今、4月1日に向けて内部で検討しておるところでございます。個々の内容については、ちょっとこの場では控えさせていただきたいと思います。

○西田委員 人事異動で誰がそこに行くの違うとか、そういうのではなくて、そういうこともあるので、そんな中で、しょっぱな4月に選挙があるというのを十分頭に入れて、人の配置も多くしようとか、それは別に職員さんではなくても、いろいろ雇ってということもあると思うんですが、そういうことは織り込み済みなんですかということをお尋

ねしています。

○西本秘書政策課長 既に年度当初の選挙に向けまして、既に会計年度さんをスポット的に配備はしております。

以上です。

○西田委員 ありがとうございます。それだけではなくて、本当にマイナンバーカードがどう動くか分からないので、ちょっと、特に住民さんが一番来るところですし、3月、4月で引っ越しして、住民票取りに来ようかなという、普通の窓口に来る方もいらっしゃるのでは、その辺りはちょっと重々見ていただけたらと思います。

それで1つ思ったのが。

○齋藤副町長 ただいまの、住民人権の窓口体制の件についてでございますけれども、現在、マイナンバーカードの受付で外部委託を利用しまして、特設窓口を開設しておるところでございます。当然、今回マイナポイント事業というのが5月末ぐらいまでということになっていきますので、申請自体は2月、マイナポイントのつく、対象となるマイナンバーカードの申請は2月末ということだったんですけれども、マイナポイント事業自体は5月末ということですので、当然4月、5月と、マイナポイントのつけ方とか、そういったことについて、住民の方が来庁されるということも想定されますので、その点については外部委託を継続するかどうかというのも、今現在検討しているところでございます。場合によって必要であれば、当然別途予算措置等もご相談させていただきながら、4月、5月の体制整備というのも検討していきたいなというふうなことは考えているところでございます。

○西田委員 ありがとうございます。国の施策として、マイナポイント事業を更にというのであったら、これまでどおり100%に国がお金出してもらって、人の分もちゃんと入れていただけるのであったらいいかなと思うので、そういう声は上げていただけたらと思います。

それで、この間、町の施策と、各窓口に行くということで、お亡くなりになったらこうですよみたいな冊子を作ってくれたものがあるんですけど、この間、三世代近居・同居、私もそれを使えることになりまして、使って、それで住民票をもらおうと思ったら、住民票でもちょっとびびっと印を入れなくちゃいけないではないですか。いいわ、窓口に任そうと思って、これどうしたらいいんですかと、何をお使いですかと言ったら、ちょっと通じなかったんです。ですから、この制度で税に行って、住民課に行っ

てというのを、ある程度マニュアルというか、住民さん、分かっている方ばかりではないと思うので、そういうのをきっちりつくってもらいたいなと思うんですけども。だって、窓口の方、職員さんばかりではないではないですか。会計年度任用職員さんの中には、本当に町の制度としてどうつながっているか分かっていない方もたくさんいらっしゃると思うので、そういうので、窓口でさあと言われることがないようにしていただきたいと思うんですけども、そういう対応を取れるものですか。

○小角政策総務部長 職員のみならず、会計年度さんも今、窓口出ていただいたりもしています。その辺、各課間の調整というのができていないということで、そういうふうなことになるのかなと思いますので、その辺、ちゃんと連携取れるような形で調整して、そういうことがないようにしていきたいというふうに、やっていきたいと思いません。すみません。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 これ、またちょっと答えがどないなるか分からないんですけど、昨今、日本じゅうでちょっといろいろ話題になっている弾道ミサイル、いろいろそういう不安に思っている国民さん、そういう状況というようなところがあるかと思うんですけど、今、大阪府のほうもホームページでどかんというぐらいに、ちょっとこれ、ミサイル飛んできたらどうなんですよというようなところもやっているかと思うんですよ。その辺の、太子町としての、今、実施、もしくはそういうようなところの想定されているみたいのところ、現在何かあるんでしょうか。

○辻中自治防災課長 弾道ミサイルが飛来するかもしれないというところで、実際日本でJアラートという形で鳴ったときもあるんですけども、発令されたときの、どういうふうな対応をするかということだと思うんですけども、現在、大阪府等とも連携しながら、どういうことが想定されるのかというところを、検討は行っているところです。地下の施設に逃れるとか、また、屋内にいてるときは屋内にとどまるようにとかという、窓ガラスから離れるようにとか、いろいろな様々な想定がされているわけではありますが、今のところ、大阪府の想定、避難の指示等に従うというふうな形で対応、また太子町の中では地下街とかというのはありませんので、実際、太子町が独自にこういう形にしていこうというところまでの検討には至っていないような状況です。

○村井委員 実際に太子町役場として今、そういうところのことも明確にこれ、飛んできますからとかいってできないかと思うんですけど、実際、だけど法律、計画で定められ

たところで、消防団、自主防災組織、もしそういうふうな有事の現場において、その2つの組織はどう動かなければならないとかいうところは、ちゃんと情報として伝わっているのでしょうか。

○辻中自治防災課長 太子町と自治防災組織、消防団のほうで、今おっしゃっているような、弾道ミサイルのような、飛んできたときのどう対処すべきかというふうな形の調整は、現在のところ行っておりません。いざそのミサイルが飛んでくるとなったときに、何ができるのかというの、今、調整といいますか、研究中のところでありまして、消防団の人が、ミサイルが飛んできたときに、さて何ができるのかというところから検討しなければならないかなと思っております。

○村井委員 これ、消防庁のホームページにも出ていますし、各都道府県では都道府県で消防団と自主防災組織の皆さんにということで、チラシが配られて、案内が出ているところもあるみたいです。それを知らずに消防団の活動をされているのか、サイレン鳴らしてウーと言っているときに、消防団はこれですよと、自主防災組織の皆さんはこれしてくださいよみたいな、明確な行動基準が定められているかと思うんですけど、その辺のところも、太子町役場でサイレン鳴らすだけが仕事ではなくて、逃げるのは自主的ではなくて、やっぱりそのときの、その組織の方々に、そういうふうに動いてくださいよということを、やっぱりしっかり伝える必要があるかと思うんです。やっぱりそれで被害を最小限に抑えられたり、いろいろそれに基づいて法律、計画というのが定められていると思うので、またその辺もしっかり調べて、情報共有、また認識を持っていただけたらと思いますので、よろしく願いしておきます。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ないようですので、政策総務部関係の質疑を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせいたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時45分 再開

○辻本（馨）委員長 それでは、再開いたします。

健康福祉部関係の歳入歳出について説明を求めます。

○子安健康福祉部長 それでは、健康福祉部所管の当初予算の内容につきまして、ご説明

申し上げます。

予算書 71、72 頁をお願いいたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 1 億 8 千 4 百 9 万 2 千円、前年度に比べ 1 千 4 百 9 万 5 千円の増。増の主な要因は、職員人件費のほか社会福祉協議会補助金の増などによるものでございます。

事業別区分 2、社会福祉管理事業 4 千 7 百 2 万 9 千円は、地域福祉計画推進会議委員報償費 9 万 8 千円のほか、次の頁をお願いいたします。18 節負担金補助及び交付金におきまして、社会福祉協議会への補助金 4 千 1 百 0 万 3 千 5 千円のほか、南河内広域行政共同処理事業負担金 5 万 5 千 6 百 6 千円などを計上いたしております。なお、財源内訳の府支出金は、地域福祉高齢者福祉交付金で 1 千 1 百 4 万 7 千 8 百円と、広域福祉課に係る移譲事務交付金 2 万 6 千 0 百 8 千円でございます。

次に、事業別区分 3、民生委員等事業 1 万 2 千 2 百 9 千円は、民生委員や主任児童委員、保護司の活動に係る経費を計上いたしております。なお、本町民生委員・児童委員の状況でございますが、昨年 12 月 1 日の一斉改選の際には、民生委員 2 人、主任児童委員 2 人の合計 4 人の欠員が生じておりましたが、本年 2 月に新たに 4 人の方に委嘱させていただき、現在は民生委員、主任児童委員ともに欠員は生じておりません。また、保護司は現在 5 人で、犯罪を犯した人などが地域社会に戻るための更生活動や、社会を明るくする運動に取り組んでいただいております。財源内訳の府支出金 7 万 5 千円は、民生委員協議会事務費補助金でございます。

事業別区分 4、地域福祉援護事業の 1 万 2 千 1 百 5 千円は、障がい者の成年後見人や行旅病人・行旅死亡人が出た場合の経費、また火災等の災害見舞金を計上いたしております。財源内訳の国庫支出金 1 万 8 千 6 百円は、地域生活支援事業費等補助金で、府支出金 4 万 7 千 4 百円は行旅病人及び行旅死亡人取扱い委託料などに充当いたしております。

事業別区分 5、地域福祉コーディネーター配置事業の 4 万 3 千 2 百 7 千円は、生活困窮者や障がい者の対応について、社会福祉士を活用することで、課題の解決や適正な福祉サービスの導入につなげる事業でございます。財源内訳の府支出金 3 万 4 千 6 百 3 千円は、地域福祉高齢者福祉交付金及び総合相談事業交付金でございます。

次に、事業別区分 6、重層的支援体制整備事業 1 千 2 百 0 万 0 千円は、様々な課題を抱える地域住民への支援体制や、地域住民による地域福祉推進のため、相談事業や地域づくり事業を一体的・重層的に再構築するため、従前の生活支援体制構築事業を重層的支援

体制整備事業に改められたもので、12節委託料では地域福祉に関する活動への参加を促す支援や、民生委員等の地域の関係者との連携により、地域住民等が主体的に地域生活における課題を把握し解決を図る環境の整備を目的に、地域力強化推進事業委託料480万円のほか、相談支援包括化推進員配置事業委託料700万円は、地域住民等の複合的で複雑な課題の解決のため、支援に関する協議検討の場の設置等を行い、支援関係機関の協働による相談支援体制の構築を図るための事業となっております。財源内訳の国庫支出金及び府支出金は、重層的支援体制整備事業費交付金でございます。

次の頁をお願いいたします。75、76頁です。

事業別区分7、過誤納還付事務事業200万円は、前年度の事業費確定等に伴う翌年度精算のための国・府支出金の返還金を計上いたしております。

次に、2目障がい福祉費3億9千187万4千円、前年度に比べ166万1千円の増。増の主な要因は、障がい福祉計画策定業務委託料の増などによるものでございます。

事業別区分1、障がい福祉管理事業47万4千円は、毎年秋に開催しています障がい者ふれあいスポーツ大会委託料や、障がい者への虐待が発生した場合の一時避難場所を、大阪府立こんごう福祉センターに南河内6市町村で確保するための経費などを計上いたしております。また、財源内訳の国・府支出金は、地域生活支援事業費等補助金でございます。

事業別区分2、心身障がい者（児）事業834万円は、心身障がい者等給付金として668人分を計上しているほか、障がい者住宅改造助成金3件分などを計上いたしております。財源内訳の府支出金95万1千円は、障がい者住宅改造助成事業補助金75万円及び障がい者手帳無料診断事業補助金20万1千円でございます。

事業別区分3、障がい者自立支援給付等事業3億6千502万4千円。このうち、12節委託料の地域生活支援拠点コーディネーター事業委託料は、障がい者等の居住支援のための機能を整備するため、相談や緊急時の受入れ等に対応するコーディネーターを南河内6市町村で配置する経費として33万4千円を計上いたしております。また、従前から法律に基づき実施しております障がい者自立支援給付事業は、障がい者が自立して暮らせるよう、事業所への相談支援業務の委託や、日常生活用具の給付や貸与、ホームヘルパー派遣や生活介護等のサービスを提供するもので、財源内訳は介護給付・訓練等給付費等負担金で、2分の1が国庫支出金、4分の1が府支出金でございます。

次の頁、77、78頁をお願いいたします。

事業別区分4、自立支援医療給付事業の780万9千円は、18歳以上の身体障がい者の方を対象に、その障がいの除去や軽減するための治療を行うことにより、身体上の障がいが軽くなり、容易に日常生活を送ることができるよう医療費の給付を行う更生医療給付費と、18歳未満の障がい児の方に同様の給付を行う育成医療給付費を計上いたしております。財源内訳は、公費負担分として2分の1が国庫支出金、4分の1が府支出金でございます。

次に、事業別区分5、障がい者施策推進事業の504万3千円は、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について意見を伺う障がい者施策推進協議会の委員報償費30万8千円のほか、全ての住民が安心して生活できる地域共生社会の実現を目指すために、障がい福祉計画策定業務委託料473万円を計上いたしております。

次に、事業別区分6、重層的支援体制整備事業518万4千円は、個人や家族が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化している中、それらの課題を解消すべく、制度、分野ごとの縦割りや、支える側、支えられる側という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様化を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組を包括的に支援する事業で、相談事業として障がい者やその家族に対しての支援である基幹相談支援センター委託料等を計上いたしております。

次に、3目老人福祉費889万8千円、前年度に比べ65万8千円の増。事業別区分1、介護保険施設整備事業125万円は、地域密着型小規模介護老人福祉施設に対する利子補助でございます。

事業別区分2、在宅高齢者支援事業の58万3千円は、独り暮らしの高齢者等への緊急通報装置の設置を行う事業でございます。

事業別区分3、高齢者介護予防拠点づくり事業の48万5千円は、グラウンドゴルフ等多目的交流広場の除草業務委託料等と維持管理経費を計上いたしております。財源内訳の使用料・手数料2万円は、多目的交流広場の使用料、繰入金46万5千円は老人福祉基金繰入金でございます。

事業別区分4、老人ホーム入所事業の353万4千円は、65歳以上の高齢者で、心身の状況や置かれている環境、経済的理由等を総合的に勘案し、在宅において日常生活を営むのが困難な人が入所対象者となっており、現在お一人の方が入所されております。財源内訳の分担金・負担金は、老人ホーム入所措置費の自己負担分となっております。

次の頁、79、80をお願いいたします。

事業別区分5、敬老祝事業の79万6千円は、金婚式記念品のほか、最高齢者祝品や100歳を迎えた方への敬老祝金を14人分として50万円を計上いたしております。また、財源内訳の繰入金79万6千円は、老人福祉基金繰入金でございます。

事業別区分6、老人クラブ活動等社会活動促進事業の102万7千円は、老人クラブに対する補助金でございます。財源内訳の府支出金68万4千円は、在宅高齢者福祉対策補助金となっております。

事業別区分7、低所得者特別対策事業13万3千円は、障がい施策のホームヘルプサービスを受けていた方で、介護保険制度の対象となった際の利用者負担金の一部を助成するものでございます。財源内訳の府支出金10万2千円は、ホームヘルプ利用助成金でございます。

事業別区分8、社会福祉法人等による利用者負担額助成事業27万2千円は、生計が困難であると認定した要介護者に、社会福祉法人等が助成対象者の利用者負担金の一部を減免した際の社会福祉法人等に対する助成金でございます。財源内訳の府支出金20万4千円は、社会福祉法人等利用者負担軽減助成金で、補助率が4分の3でございます。

事業別区分9、外出支援事業（地域支え合い型移動サービス支援）の81万8千円は、地域支え合い型の移動サービスを実施する団体に対する支援として、公用車を無償で貸し出すための経費を計上しております。

次に、4目老人医療助成費10万3千円、前年度に比べ10万2千円の減。事業別区分1、老人医療費助成事業10万3千円は、平成30年度の福祉医療費助成制度の再構築に伴い、重度障がい者医療費助成事業など、他の福祉医療費助成制度の対象とならない方への3年間の経過措置が令和2年度末をもって終了したことから、医療機関や助成対象者から遅れて請求のあった場合のための対応として、一部負担金助成費10万円ほかを計上いたしております。なお、財源内訳の府支出金は公費負担分の2分の1でございます。

次に、5目重度障がい者医療助成費3千160万1千円、前年度に比べ1万3千円の増。事業別区分1、重度障がい者医療費助成事業は、1級または2級の身体障害者手帳をお持ちの方など、重度の身体・知的・精神障がい者や難病患者に係るレセプト点検委託等の事務経費及び医療費の自己負担額に対する一部を助成するものでございます。財源内訳の府支出金は、公費負担分の2分の1でございます。

次の頁、81、82頁をお願いいたします。

6目ひとり親家庭医療助成費1千93万3千円、前年度に比べ1千円の増。事業別区分1、ひとり親家庭医療費助成事業は、ひとり親家庭で18歳に達した年の年度末までの子どもとその親または養育者に係るレセプト点検委託等の事務経費及び医療費の自己負担額に対する一部を助成するものでございます。財源内訳の府支出金は、公費負担分の2分の1となっております。

次に、7目子ども医療助成費4千412万3千円、前年度に比べ1千円の増。事業別区分1、子ども医療費助成事業は、高校卒業となる年齢までの子どもの入院及び通院に係るレセプト点検委託等の事務経費及び医療費の自己負担額に対する一部を助成するもので、令和3年1月より、対象者をそれまでの中学校卒業までから高校卒業となる年齢まで拡大をしております。財源内訳の府支出金は、公費負担事業費補助金として就学前のお子さんに対する医療費公費負担分の2分の1として348万1千円と、新子育て支援交付金957万6千円となっております。

次に、8目未熟児養育医療給付費73万5千円、前年度に比べ8万1千円の増。事業別区分1、未熟児養育医療給付事業は、未熟児を対象として、未熟性がなくなり正常な新生児の機能を有するまでの指定養育医療機関への入院治療費に対し、給付を行うものでございます。財源内訳の国庫支出金は対象経費の2分の1、府支出金は4分の1で、分担金・負担金は自己負担分で、延べ8人分を見込んでおります。

次に、9目国民年金総務費965万6千円、前年度に比べ693万4千円の減。減の主な要因は、職員人件費の減によるものでございます。

次の頁、83、84頁をお願いします。

事業別区分2、国民年金事業7万9千円は年金事務に係る経費で、全額国庫支出金でございます。

次に、10目国民健康保険費1億4千539万4千円、前年度に比べ683万3千円の増。事業別区分2の国民健康保険特別会計繰出金事業1億946万9千円は、国民健康保険事業に要する経費のうち、国が示す繰出し基準等に基づき、一般会計で負担することとした経費を国民健康保険特別会計に繰り出すものとなっております。また、その他一般会計繰出金629万1千円は、集団健診におけるがん検診費用の国保加入者分267万2千円及び町独自減免に対する繰出金200万円のほか、地方単独事業である福祉医療費助成事業に係る国庫減額相当分を161万9千円計上いたしております。

なお、財源内訳は未就学児均等割保険料繰出金と、保険基盤安定繰出金の保険者支援

分については、2分の1が国庫支出金、4分の1が府支出金、保険料軽減分は4分の3が府支出金となっております。

次に、11目介護保険費3億259万1千円、前年度に比べ505万5千円の増。増の主な要因は、介護保険特別会計繰出金の増によるものでございます。

次の頁、85、86頁をお願いします。

事業別区分2、介護保険特別会計繰出金事業2億1千817万9千円は、介護給付費や地域支援事業に要する経費の法定割合及び事務費等の町が負担すべき額を、介護保険特別会計へ一般会計から繰り出すものでございます。なお、財源の国庫支出金と府支出金につきましては、1号被保険者の第1段階から第3段階の方に対する国の保険料軽減制度に係る低所得者保険料軽減繰出金に伴うもので、負担割合は国庫支出金が2分の1、府支出金が4分の1でございます。

次に、事業別区分3、サービス事業748万4千円は、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所として実施する事業で、主任ケアマネジャーなどの会計年度任用職員に係る報酬等を計上いたしております。事業内容は、介護予防支援事業の対象である要支援1・2の認定を受けた方が、自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、ケアプランの作成や事業所との連絡調整などを行うものでございます。財源内訳の使用料・手数料606万5千円は、介護予防支援手数料でございます。

事業別区分4、重層的支援体制整備事業（福祉介護課）916万9千円は、重層的支援体制整備事業への移行に伴い、令和4年度に介護保険特別会計から組み替えたもので、人と人、人と社会がつながり、支え合う取組を包括的に支援する事業で、主に単身や夫婦のみの高齢者世帯等を対象に、多様な日常生活上の支援体制の充実強化と社会参加の推進を一体的に図っていく生活支援コーディネーターを配置するための経費を計上いたしております。

事業別区分5、重層的支援体制整備事業（いきいき健康課）1千43万4千円は、事業別区分4と同じく、重層的支援体制整備事業への移行に伴い、令和4年度に介護保険特別会計から組み替えを行ったもので、元気ぐんぐんトレーニングや高齢者交流サロン、相談に係る包括支援センターの運営経費、地域ケア担当者の研修会開催経費のほか、高齢者虐待を含む案件に対して、社会福祉士や弁護士から支援を受ける委託費用を計上いたしております。

次の頁、87、88頁をお願いします。

12目総合福祉センター管理費1千906万4千円、前年度に比べ14万円の増。事業別区分1、総合福祉センター維持管理事業は太子町社会福祉協議会に対する指定管理委託料を計上いたしております。なお、財源内訳の諸収入2千円は、太陽光発電の売電料でございます。

13目後期高齢者医療費2億405万1千円、前年度に比べ1千3万8千円の増。増の主な要因は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行などによる、医療給付費等に係る定率負担金の増によるものでございます。

事業別区分1、後期高齢者医療特別会計繰出金事業は、18節負担金補助及び交付金の医療給付費等に係る定率負担金等の広域連合への負担金を、また27節繰出金は、事務費及び保険基盤安定繰出金を、本町の後期高齢者医療特別会計へそれぞれ繰り出すものでございます。財源内訳の府支出金2千974万9千円は、保険基盤安定繰出金に対するもので、4分の3の負担割合となっております。

次の頁、89、90頁をお願いします。

2項児童福祉費、1目児童措置費、1億7千257万7千円、前年度に比べ749万円の減。減の主な要因は、児童手当の対象児童数の減によるものでございます。

事業別区分1、児童手当給付事業1億7千257万7千円は、児童手当支給に係る費用を計上しており、対象者はゼロ歳から中学校卒業までの支給対象児童を養育している養育者に対して支給いたしております。支給対象者見込みは延べ1万5千755人、月平均1千313人でございます。財源内訳は国庫支出金が約7割、府支出金と町がそれぞれ約1.5割となっております。

次に、2目児童運営費3億3千871万2千円、前年度に比べ133万3千円の増。増の主な要因は、保育士等の処遇改善として賃金が引き上げられることによる保育所入所委託費の増などによるものでございます。

事業別区分1、保育所運営事業3億3千871万2千円は、保育所の運営に係る経費を計上しており、やわらぎ・松の木両保育園、やわらぎ幼稚園の延長保育、障がい児保育事業、病後児保育事業等への補助金や、保育所入所委託料を計上いたしております。なお、園児数でございますが、やわらぎ保育園で90人、松の木保育園で114人、認定こども園、やわらぎ幼稚園の2号認定で75人の計279人を見込んでおります。財源内訳のうち、分担金・負担金は利用者負担金でございます。

次に、3目放課後児童会費3千982万8千円、前年度に比べ256万5千円の増。

増の主な要因は、会計年度任用職員報酬等の支援員の人件費の増によるものでございます。

事業別区分1の放課後児童会運営事業3千982万8千円は、磯長・山田両教室の運営に係る支援員等の人件費及び施設の維持管理に係る経費を計上いたしております。令和3年度より磯長教室が3クラス、山田教室が1クラスで、1クラス当たり支援員4人体制で運営しております。現在の申込み状況でございますが、磯長教室127人、山田教室27人となっており、令和5年度の磯長教室につきましては、4クラスでの運営を予定いたしております。財源内訳の使用料・手数料は放課後児童会使用料で、事業費から放課後児童会使用料を除いた金額の3分の1ずつが、国庫支出金及び府支出金でございます。

次の頁、91、92頁をお願いいたします。

4目児童福祉費2億2千377万3千円、前年度に比べ2千836万1千円の増。増の主な要因は、障がい児通所等給付費の増によるものでございます。

事業別区分1、児童福祉管理事業の8万4千円は、子育て支援課所管の一般管理業務に係る経費を計上いたしております。

事業別区分2、子ども子育て支援事業の3千188万7千円は、子ども子育て支援事業に伴う保育士の雇用に係る経費など、また12節の委託料は、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合などに、児童福祉施設で一定期間養育保護する子育て短期支援事業に要する経費のほか、子どもの貧困対策として、対象となる子どもの世帯への生活支援を行うなどの子育て関連支援事業等の経費を計上いたしております。

また、18節負担金補助及び交付金の多子世帯保育料等助成金の750万円は、0歳児から2歳児を対象に、第3子目以降を無料、第2子目を半額とする助成制度となっております。副食費補助金の958万5千円は、保育料無償化に伴い、副食費が実費負担となる所得階層4階層以上の第1子目と第2子目を持つ保護者を対象として、副食費相当額の4千500円を上限に補助することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とした副食費補助金交付事業に係る経費を計上いたしております。また、その下、一時預かり利用支援事業補助金86万4千円は、未就園児とその養育者に対する支援として、他市町村の一時預かりを利用した際にその一部を補助するもので、令和5年度から新たに実施するものでございます。

なお、財源内訳の国庫支出金16万2千円は、地域子ども・子育て支援事業交付金、

府支出金 9 2 3 万円は地域子ども・子育て支援事業交付金及び新子育て支援交付金、繰入金 8 6 万 4 千円は、ふるさと太子応援基金繰入金でございます。

次に、事業別区分 3、児童虐待防止事業 9 7 8 万 7 千円は、児童虐待防止対策強化のため、子ども家庭総合支援拠点に配置する専門職の person 費のほか、次の頁、9 3、9 4 頁をお願いします。

児童虐待スーパーバイザーの報償費 3 2 万 4 千円、また、1 3 節使用料及び賃借料の電算機器・プログラム賃借料 1 7 0 万 3 千円は、令和 4 年度に整備いたしました児童家庭相談システムに係るリース料でございます。

次に、事業別区分 4、発達障がい児等療育児童 5 0 0 万 2 千円は、障がい児療育等支援事業委託料や、心身障がい児通園施設しょうとく園の運営補助を計上いたしております。財源内訳の府支出金 9 4 万円は、新子育て支援交付金でございます。

次、事業別区分 5、保育所等巡回支援・児童個別支援事業 1 千 7 1 7 万円は、保育士、臨床心理士、作業療法士等が町内の保育所・幼稚園と連携を図り、発達の遅れやそのおそれのある児童を早期に発見・対応することで、子育て環境を整えることを目的とした事業でございます。財源内訳の府支出金は、新子育て支援交付金でございます。

事業別区分 6、障がい児通所支援給付事業 1 億 5 千 5 0 万 9 千円は、児童発達支援のために、障がい児がしょうとく園や放課後デイサービス等の施設への通所に対する給付事業でございます。

なお、1 9 節扶助費の障がい児通所等給付費は、近年の利用者数の増加等を考慮し、前年度当初予算比 2 千 6 4 4 万円、2 1. 4 % 増の 1 億 5 千万円を計上いたしております。また、財源内訳は、公費負担の 2 分の 1 が国庫支出金、4 分の 1 が府支出金でございます。

次の頁、9 5、9 6 頁をお願いいたします。

重層的支援体制整備事業 8 3 9 万 8 千円は、やわらぎ幼稚園に運営を委託いたしております地域子育て支援センター事業委託料を計上いたしております。

次に、事業別区分 8、医療的ケア児支援事業 1 3 万 6 千円は令和 5 年度からの新たな取組で、生活する上で人工呼吸器などの医療機器を使用したり、鼻から入れた管や胃ろうで栄養を摂るなどの医療ケアが必要な子どもたちが、地域において安心して生活を営むことができるよう、河南町、千早赤阪村とともに関係機関の協議の場を共同設置するほか、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置するものでございます。

事業別区分9、過誤納還付事務事業80万円は、前年度の事業費確定等に伴う翌年度精算に係る国・府支出金の返還金を計上いたしております。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費1億5万5千円、前年度に比べ1千371万2千円の増。増の主な要因は、職員人件費及び会計年度任用職員に係る人件費などの増によるものでございます。

事業別区分2、保健衛生管理事業3千220万4千円は、保健センターが実施しております事業全体に係る保健師や管理栄養士及び事務補助等の会計年度任用職員の報酬、次の頁をお願いいたします。南河内地域の広域で取り組んでおります小児救急医療事業、南河内圏域障がい児（者）の歯科診療事業及び休日診療所の運営事業等に対する負担金のほか、各種団体への補助金などを計上いたしております。財源内訳の国庫支出金6万3千円は、疾病予防対策事業費等補助金、府支出金182万1千円は、健康増進事業補助金及び新子育て支援交付金、繰入金182万8千円は、国民健康保険特別会計繰入金、諸収入は後期高齢者医療広域連合からの受託事業費交付金でございます。

次に、事業別区分3、市町村健康対策推進事業316万6千円は、健康づくり推進会議及び自殺予防対策に係る委員の報酬や、自殺予防のための講演会講師謝礼を計上いたしております。

また、12節委託料の自殺対策計画策定業務委託料の270万4千円は、自殺対策基本法に基づき、平成31年3月に策定いたしました太子町いのち支える自殺対策計画の計画期間が令和5年度までとなっていることから、令和6年度からの次期計画を策定するための経費を計上いたしております。財源内訳の府支出金204万9千円は、自殺対策緊急強化事業補助金で、自殺対策計画策定業務委託料などに対するものでございます。

事業別区分4、保健センター維持管理事業661万4千円は、保健センターの維持管理に係る経費で、警備や清掃、設備の保守点検などの委託料に係る経費などを計上いたしております。

次の頁をお願いいたします。

99、100頁でございます。

頁中ほどの2目健康管理費8千588万8千円、前年度に比べ4千670万円の減。減の主な要因は、新型コロナワクチン接種体制確保事業の減によるものでございます。

事業別区分1、予防事業の3千294万9千円は、各種予防接種に係る経費を計上いたしております。予防接種の主なものでございますが、小児用肺炎球菌ワクチンや4種

混合、日本脳炎などの乳幼児の予防接種、高齢者のインフルエンザや風疹の予防接種などに対する委託料、おたふく風邪などの予防接種経費等を計上いたしております。財源内訳の国庫支出金は疾病予防対策事業費等補助金の、風疹第5期予防接種の抗体検査に係る補助金、府支出金は妊娠を希望する方への風疹ワクチン等接種補助金と、造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種補助金で、それぞれ事業費の2分の1となっております。

次の頁をお願いします。

101、102頁です。

事業別区分2、健康教育事業74万1千円は、マルシェdeたいしでのミニ健康展やヘルシーライフ講座、血糖減らそう会等の糖尿学習会などに係る経費を計上いたしております。財源内訳は府支出金24万7千円が健康増進事業費補助金、繰入金26万7千円は国民健康保険特別会計繰入金、また諸収入2万6千円は、健康教育及び笑顔いっぱいプロジェクトへの参加者負担金となっております。

次に、事業別区分3、健康相談事業の14万7千円は、健診の結果説明会など、健康相談に係る経費のほか、健康手帳や保健センターの事業案内を作成する経費を計上いたしております。財源内訳の府支出金8万4千円は、健康増進事業費補助金で、基準額の3分の2でございます。

事業別区分4、健康診査事業1千762万4千円は、各種がん検診や40歳以上の方を対象とした基本健康診査時の追加項目などの各種検診経費を計上いたしております。財源内訳は疾病予防対策事業費等に係る経費の2分の1が国庫支出金、また、健康増進事業に係る基準額の3分の2が府支出金、繰入金は国民健康保険特別会計繰入金でございます。

事業別区分5、集団健診事業の417万1千円は、夏と冬に行っている集団健診での追加項目や各種がん検診委託料などを計上いたしております。なお、令和5年度のとくとく健診は、8月27日日曜日から29日火曜日までの3日間と、8月31日木曜日から9月2日土曜日までの3日間の計6日間を予定いたしております。財源内訳の府支出金は、健康増進事業である基本健康診査に係る委託料等で、3分の2の補助率となっております。

次の頁、103、104頁をお願いいたします。

事業別区分6、母子保健事業1千550万5千円は、赤ちゃん会や乳幼児健診など母

子保健に係る医師や看護師等の報酬や報償費のほか、妊婦の定期健診や出産後3歳6か月児までの乳幼児健診に要する経費などに加え、令和5年度は新たな事業として子どもの弱視などの早期発見を目的に、3歳6か月児健診にて行う視力検査に用いる屈折検査機器購入などに要する経費として、備品購入費165万2千円などを計上しております。なお、妊婦健康診査等委託料には、1人当たり公費負担限度額14回分の11万6千840円、68人分に加え、多胎妊婦健診助成として上乘せ5回分の経費を2人分、5万400円を含めて計上いたしております。

事業別区分7、健康マイレージ事業の135万2千円は、健康マイレージ事業、たいしくんスマイルに係る経費を計上いたしております。昨年、令和4年の第9回目となる健康マイレージ事業では、新型コロナウイルス感染症の影響の大きかった前年、令和3年に比べ127人増の917人にご参加いただきました。本年も既に1月から第10回目のたいしくんスマイル2023をスタートしており、一人でも多くの住民の方々にご参加いただけるよう、積極的にPRを行ってまいりたいと考えております。

次に、事業別区分8、妊娠出産包括支援事業1千49万円は、妊娠期から1歳半までの子育て期にわたる母子保健に関する事業で、妊産婦の心身のケアや育児サポートなど、総合的な相談支援や乳幼児訪問に関する経費を計上いたしております。

12節委託料の電算機器・プログラム変更委託料200万円は、出産・子育て応援交付金の支給管理や、伴走型相談支援対象者の情報管理等を行うためのシステムの改修経費を計上いたしております。また、産前産後サポート事業や産後ケア事業、産前産後ヘルパー事業は、妊娠期から育児期まで安心して子育てできるように支援するもので、母乳相談や乳幼児訪問のほか、デイサービスやショートステイ、育児ヘルパーの派遣など、母親の心身のケアや育児をサポートするものとなっております。

18節負担金補助及び交付金の、次の頁をお願いいたします。105、106頁です。

出産・子育て応援交付金700万円は、妊娠届出時と出産届出時に母親等に対し、それぞれ5万円を支給する出産・子育て応援ギフトで、令和5年度として妊娠届出時、出産届出時にそれぞれ70人の支給を見込んで計上いたしております。財源内訳の国庫支出金743万1千円は、妊娠出産包括支援事業補助金及び出産・子育て応援交付金で、府支出金116万8千円は、出産・子育て応援交付金でございます。また、補助割合は国庫支出金の妊娠出産包括支援事業補助金が2分の1、出産・子育て応援交付金が3分の2、府支出金の出産・子育て応援交付金が6分の1でございます。なお、システム改

修費のみ全額国庫支出金となっております。

次に、事業別区分9、後期高齢者事業290万9千円は、後期高齢者医療広域連合の委託を受けて令和3年度から実施している事業で、75歳以上の後期高齢者の方々を対象に、介護予防や生活習慣病の重症化予防といった高齢者の保健事業を介護予防と一体的に取り組む事業となっており、医療レセプトや健診データの調査分析、事業の企画を行う保健師1名と、通いの場に出向いて相談指導を行う看護師等の医療専門職を雇用するもので、医療専門職に係る人件費と事業に係る経費を計上いたしております。財源内訳の諸収入290万9千円は、大阪府後期高齢者医療広域連合からの受託事業交付金でございます。

続きまして、少し頁のほう飛んでいただきまして、155、156頁です。

9款教育費、5項幼稚園費、1目幼稚園費の事業別区分7、預かり保育事業の80万5千円は、町立幼稚園の預かり保育利用者に対する給付として、子育てのための施設等利用給付費を計上しております。財源内訳の国・府支出金は、子育てのための施設等利用給付負担金で、負担割合は国が2分の1、府が4分の1でございます。

その下、事業別区分8、私立幼稚園等助成事業5千134万4千円は、認定こども園、やわらぎ幼稚園の1号認定に対する施設型給付負担金や、一時預かり事業負担金のほか、未移行園利用給付費や実費徴収に係る補足給付事業補助金を計上いたしております。財源内訳の国庫支出金と府支出金は、施設型給付負担金等でございます。なお、施設型給付負担金と一時預かり事業負担金は園児65人分、実費徴収に係る補足給付事業補助金は未移行園を利用する園児の副食費補助として2人分を見込んでおります。

恐れ入ります、予算書の6頁でございます。

債務負担行為でございます。

第2表、債務負担行為でございます。

健康福祉部関係では、上から2つ目の子ども・子育て支援事業計画策定業務委託事業と、次のとくとく健診（集団健診）事業、更にその下の健康マイレージ事業が所管する事業となっており、第2表記載のとおり期間と限度額を定めております。

健康福祉部所管の予算の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○辻本（馨）委員長 ただいま健康福祉部関係の歳入歳出について説明がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○斧田委員 今説明していただいた中で、重層的支援体制整備事業という名称のものが、

地域福祉と、それと障がい、そして介護保険、それと子育てのこの4つの予算科目のところ、重層的支援体制整備事業というふうな形で予算計上されておりますが、内容的には多分、役場が直接やるのではなくて、そういう専門機関に事業を委託しているような形になっているみたいなんですけれども、かなり、この名前的にも、重層的支援体制というふうなものが具体的にどういうふうなものかどうかというふうな説明をいただければありがたいんですが。

○武部福祉介護課長 重層的支援事業につきまして、先ほど委員おっしゃっております、各課にまたがって重層的支援事業という科目が上がっております。元々あったモデル事業が移行して、重層的支援事業になったりとか、あと、体制整備事業、元々あった体制整備事業が、また同じく重層的支援事業と名称が変わっているといった形でございます。重層的支援事業につきましては、過去、社会福祉分野で、生活困窮であったりとか高齢者介護、また障がい福祉並びに児童福祉など、それぞれの担当窓口等で相談受付や助言等の体制を整えておりましたけれども、令和4年度から、属性や世代を問わない相談支援体制を一体的に受け止めると、相談者の不安や課題を包括的に支援しております。また、重層的支援体制整備事業のモデル事業といたしまして、社会福祉協議会に委託しております2事業でございます。

1つ目、地域力強化推進事業、それと相談支援、包括化推進事業の実施ノウハウを生かしながら、社会福祉協議会、これはCSWであったりとか地域力強化推進員はもとより、富田林子ども家庭センターとか、あと、またはNPOのボランティアの団体さんの関係機関と連携しながら、そのケースに応じて、課題解決に向けて引き続き、今後も事業を進めていくといった形でございます。

○斧田委員 今説明いただいたのであれば、あくまでも社会福祉的な位置づけのメンバーというふうなイメージが、ちょっと受けがちなんですけれども、何かしらこの重層的なというふうな位置づけというんですか、を考えていけば、もっと役場全体での取組というふうなイメージもあるんですけど、たまたま予算科目的にはこの4つに分けないといけな内容なんでしょうけれども、そういう全庁的な位置づけの中で、こういうふうなものへの取組というのがあれば教えてください。

○武部福祉介護課長 例えば、学校関係でひきこもりであったりとか、あとは虐待といった事例が、今後ちょっと出てくる可能性ももちろんございます。そういった中で、もちろん福祉分野だけではなく、その教育委員会等々も含めまして、あとは就労支援もござ

います。その中で、2階の観光産業課とも連携をしながら、全庁的に取り組んでいくといったこととなります。その会議の場なんですけれども、例えば地域包括ケアシステムの検討会議などを利用して、その中で課題を洗い出すといった方法もあるのかなというふうに思っております。ですので、福祉分野だけではなく、そういった全庁的に、何か相談、ケース対応があったら、関係機関が連携しながら解決に向けて進んでいくといった方法になるのかなと考えております。

○**斧田委員** 令和4年から一体的な形で受付をして、事業に取り組んでいかれるというふうな説明もありましたし、全庁的な位置づけの中で、これからできるだけそういうケースに上がってくる方というのは、非常に家庭環境なりが厳しいような状況もうかがえると思いますので、これからもぜひ頑張ってくださいと思います。

○**辻本（馨）委員長** ほかにございませんか。

○**村井委員** 74頁の社会福祉協議会補助金のところなんですけど、これ、令和4年度から見たら増額になっているんですけど、増額になった根拠を教えてくださいませんか。

○**武部福祉介護課長** 増額の主な要因でございます。正職員の人件費が増額しているところが一番メインになってきます。それと、あと小地域ネットワーク活動の推進事業補助金であったり、日常生活の自立支援事業補助金が主な要因であるのかなというふうに考えております。

○**村井委員** これ、コロナの中でですか、緊急小口資金特例貸付の返済開始が、この令和5年1月から始まっているかと思うんですけど、これは、その返済のところに関しては、社会福祉協議会が全てを、事務事業を担っていただいているということでしょうか。

○**武部福祉介護課長** 緊急小口につきましては、実施主体は大阪府の社会福祉協議会でございます。ただ、もちろん本町、社会福祉協議会の窓口で申請受付を行っておりますので、実質的には本町の社会福祉協議会の窓口で実施を行っているというふうな形でございます。

○**村井委員** その後、コロナで生活状況が中々改善されない、中々生活資金のところが出せないという方、ご家庭もまだあるかと思うんです。その中で、この社会福祉協議会の中で、何とか、返済を要求するような、そういう業務とか、そういう現場では起こってくるのでしょうか。

○**武部福祉介護課長** 確かに、生活困窮者の方々に対しましての返済といったところでは

ありますけれども、最終的には、返済のほうはさせていただく形にはなります。ただ、やはりその生活状況を鑑みて、やはりすぐに返済してくれといった、そういう要求等々はもちろんしておりません。先ほど言いましたように、やはりちょっと生活状況を確認しながら、その辺は返済期限を延ばして、返済していくといったことも、実質はやっているというふうには聞いております。

○村井委員 この貸付の返済が始まることによって、これ、いずれかはこのタイミングが来るやろうと、みんな分かっていたと思うんですよ。これ、社会福祉協議会1つの団体が貸し付けた事務でやっていますではなくて、やっぱり太子町の福祉として、やっぱり両輪のように、例えばその資金、中々返していただけない、太子町としてほかに何かできないのかとか、そこの資金は、返済してもらうのは当たり前やという話ではあるかと思うんですけど、それはちょっと、太子町としてもその予算のところ増額しているところもありますけど、そういうところも、私もその話を聞いても、社会福祉協議会がもう、何か金融機関みたいなことになってしまっているなみたいなところがあるわけで、これは本当に福祉かいなと思っているところもあるので、ちょっとその辺も、これ、今までにないことだと思うんですけど、役場としてもしっかりサポートして、事業を実施してもらえますようお願いしておきます。

○子安健康福祉部長 総合貸付等、総合支援ですかね、資金の返済が始まるということで、社会福祉協議会のほうにおきましても、その辺、もちろん返済できる方には返済していただいたほうがいいのか、返済していただかないといけないんですけれども、それぞれ個々、個別に事情のある方も多くいらっしゃいます。そういった中で猶予、返済が猶予されるケースもあるということで、まずはその辺の情報を、借入れされている方に対して周知していこうやないかといった、相談も含めてやっていこうやないかというところの事業を、社会福祉協議会のほうでも新たに立ち上げるというふうに聞いております。そういった意味で、町として何ができるんやと、まずは町としても、その辺の周知といったところを協力できる部分ではないのかと思いますので、町も一緒になって周知を図っていききたいというふうに思っておりますので、ご理解のほうよろしく願います。

○村井委員 確かに低所得者、非課税世帯においては返済免除という、もうそういう制度があるというのは、もう周知というところは、役場も一生懸命やっていたかなあかんと思いますし、その情報もやっぱりタイムリーにやり取りできるような、その関係性の

構築といったところも、各ご家庭によって個々のケース、あると思うので、一人でもそういうふうに、安心して暮らせるように頑張ってくださいますようお願いしておきます。

あと、88頁の交流サロンのところなんですけど、交流サロンって今、何か所で活動とかされているんですかね。

○堀内いきいき健康課長 交流サロンにつきましては10か所で、町内では運営していただいております。

○村井委員 実際にその交流サロンが、各交流サロンでいろいろ活動されている中で、長年ちょっと、時がたつと同時に、その交流サロンの連合体みたいな組織ができつつあると。年に1回、2回、ちょっと皆さんと一緒にやろうよというような声があるというようなことが、私のところには、そんな企画を思ってるのやみたいない感じがあると思うんですけど、その辺に、毎月、毎週ではないですけど、年に1回、交流サロンの連合体でそういうような取組をやっていこうとかいうお考えとか、今現状、そういう情報をお持ちなのか、教えていただけませんか。

○堀内いきいき健康課長 連合会という組織立ったものではございませんが、交流サロンという、皆さん寄っていただいておりますという場は設けさせていただいているところです。

○村井委員 これもまさしく交流サロンと言いながら、住民さんが交流する中で、交流サロンと交流サロンが交流するみたいな、ちょっとそういう新たなステージのところまで、皆さんが、利用者さん、また運営者さんがいろいろそういう取組も、中々いいのではありませんかみたいなところもあるみたいなので。またその辺も注視していただいて、うまくいくのだったら、そういうのもやっていただけたらなと思います。よろしくお願ひします。

○辻本（博）委員 106頁、出産・子育て応援交付金なんですけど、昨年10月、国のほうからも総合経済対策の中に盛り込んでいただきました。我が党も肝煎りの子育て応援トータルプランだと思うのですが、70人700万円という形で、対象者が昨年4月以降の妊娠、また出産という形で、今現在なんですけれども、太子町では申請をまだしておられないんでしょうか。どうでしょう。

○堀内いきいき健康課長 こちらの出産・子育て応援交付金なんですけれども、今年の2月から実施させていただいております。経過措置対象者として、令和4年の4月以降に出産をされた方、もしくは2月1日時点で妊娠期にある方がおられます。まず、令

和4年4月以降、1月末までに出産した方で、こちらで把握しているのが60名の方がおられます。そのうち、既に申請いただいたのが57名おられます。2月1日時点で妊娠期にある方が31名おられまして、そのうち26名の方が申請いただいております。概ね全体で9割ぐらいの申請があります。あと数名がおられますので、そちらのほうにつきましては、こちらから個別に電話等で申請のほういただくように、勧奨というんですか、させていただいているところです。また、2月1日以降、妊娠届、また出産届がある場合は、窓口等でまた面談等、これからもしていくお子さんも、妊婦さんもおられますので、その際に啓発をさせていただいているところです。

○辻本（博）委員 丁寧な説明、ありがとうございます。また住民さんにも、またそういう形で、丁寧な形で対応してあげていただきたいと思います。

それと、この事業、今後もまだ続いていくということでもいいのでしょうか。

○堀内いきいき健康課長 令和5年度につきましては、上半期につきましては、昨年の国の補正予算で予算措置されております。下半期、10月以降の分につきましても、国の当初予算に計上されておりますので、国のほうからは継続するというふうに、5年度は最低でもするというふうには聞いております。令和6年度以降につきましては、恐らく国の当初予算が議決された後で、また何らかの通知があると思いますけれども、基本的にはずっと継続されるというふうに見込んでおります。

○辻本（博）委員 ありがとうございます。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 80頁の外出支援事業です。これ、ピンク色の2台の車やと思うんですけども、ちょっと、少し前にこの活用方法で、町行事とボランティアが重なることはどうしたらいいんやというような問題があったとお聞きしたんですが、それはもう解決しているんですかね。

○堀内いきいき健康課長 この外出支援事業におきまして、今現在公用車の貸出しを、基本的には予算書上、福祉介護課ということで配当はなっているんですけども、いきいき健康課でさせていただいております。いきいきトレーニングの際に、この公用車の貸出し事業というのを活用させていただいて、2台、いきいきトレーニングのところで、ちょっと送迎についてお願いしているところがございます。4月以降につきましては、少なくとも1台は公用車の通常の貸出し事業に充てられるようにということで、内部のほうで調整させていただいたところがございます。

○西田委員 ありがとうございます。

そしたら、次は子どもの医療費助成、ここら辺の数字はもう、同じ数字を大体入れているんでしょうかね。ひとり親とか未熟児でもそんなに、前年度と比べてそんな変わらないなと思って見ているんですけども、この数字で大体落ち着くのであれば、少しずつ少しずつ前進してきて、今18歳まで医療費助成、拡充できたんですけども、大阪はちょっと遅れていて、全国的に見たら医療費、子どもの医療費は無料というのが多いと思うんです。もし太子町で、計算していたらですよ。なければいいんですけど、18歳まで、中学卒業まででもいいんですけど、無料にしたら幾らかかるか試算したことがありますか。

○松岡保険医療課長 子どもの医療費無料ということで、試算というか、令和3年1月から12月までの診療月ベースで、自己負担の金額でございますので、無料にすると、この費用が必要になるということでございます。金額的なものを申しますと、770万円程度ということでございます。

○西田委員 だから4千400万円に770万円あれば、18歳まで医療費無料ができるということですか。

○松岡保険医療課長 今答弁させていただきましたように、770万円ございましたら、太子町、今18歳まで拡大しておりますので、確かに無料化はできます。ただ、これ単発で終わるものではなくて、これからずっと続けるということになれば、費用的な負担を考えると、太子町だけではちょっとしんどいなという話も考えております。したがって、全国を見ますと、先ほどおっしゃられましたように6割以上の自治体が無料化しております。ですので、例えば国策であるとか、その辺りで一度ちょっと考えていただけるようなことがあればというふうには考えております。

○西田委員 都道府県がやっていることもあるので、大阪府も足を踏み出してくれたらいいなと思います。ただ、何か、そんなに莫大な金額ではないというのを今お聞きしたので、またこういったことも施策の中で、子育て支援として1つ考えていただけたらなと思います。

その意味で、ずっと国保が高い、国保が高いということで、子どもの均等割、何とかしてよということも声を上げてきて、今、未就学児まで均等割負担、国が出してくれているのかな。その、ちょっと数字が分からないので教えてもらいたいんですが、84頁に、79万1千円ですか。国保の未就学児均等割保険料繰出金があって、入りとして国

の負担金で39万5千円、これが22頁にあって、26頁の府で、今度19万7円とあるんですけども、これ、その差額分はどこから入っているんですか。

○松岡保険医療課長 子どもの均等割の費用なんですけど、基盤安定と同じく2分の1が国費ということでございます。府負担が4分の1で、残りにつきましては町負担ということで、保険料等々で負担するというような状況でございます。

○西田委員 ありがとうございます。これ、国で本当に大々的に国保の均等割見直しましたというのであったら、国が全額入れてくれたら、何にしる国保に対する国からのお金が少ないというところでは、こういうところにも表れているのかなと思うので、これも、国ももっとちゃんと、就学前と言わず、18歳までの子どもにとか、拡充してもらえるように要望していってほしいと思っています。

それと、81頁の、割にやっぱり前年度から増えましたなどということなんですが、一番下、国民年金総務費の693万4千円は、人が減りましたと言われたんですけども、これはもう仕事量で、人は要らないということで、そういうことになっているんですか。

○子安健康福祉部長 こちらの減の要因につきましては、私の説明の中でも、職員人件費の減という形でご説明をさせていただいているかと思います。この国民年金総務費に、その横、事業別区分1のところ職員人件費ということで計上させていただいています。この分につきましては1名分の計上ということになっており、具体的にここでお名前を出すわけではないんですけども、特定の人物を一定想定した中で予算計上させていただいていると。その人物が、例えば年齢の割と高い者が低い者に替わったりすると、同じ1人でも人件費がぐっと下がるといったことで、今回こういう形で、大きな減になって表れているというふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○西田委員 それでは、そこの課から1人、人が減るということですか。

○子安健康福祉部長 基本的には、ここの職員の計上人数につきましては、1人分という形になっております。

○西田委員 このままでいけば、来年4月からは大阪府と統一されてしまうという、最終年度になると思うんですけども、ちょっと、本当に人の配置って難しいなと思うんですけども、人数確保がこれでいいのかなというのはちょっと考えるんですが、職員さん、頑張ってくださいしかないのかなと思って見ました。

それと、いろいろ新しい事業をされたと思うんですけども、施政方針にもおっしゃ

っていた医療的ケア児事業、これがちょっとよく分からなくて、また3町村で一緒にやるということなんですけど、どこかに拠点を置くのか、大体どういうことをするのか、どういった、医療的ケア児ってどんな医療をケアするのか。ちょっとこの事業の中身について、教えていただけませんか。

○川久保子育て支援課長 医療的ケア児の部会についてご説明させていただきます。

部長の説明の中にもあったとおり、医療的ケア児というのは、栄養であったりとか治療で経管、常に管がつながったような状態で、医療的なケアの必要性のある子どもの支援を行う必要があります。この部会なんですけれども、対象になる子どもというのはすごく少ないので、ケアに当たる関係機関も、かなり個別で動いているような状態になります。そういった個別で動いているような関係機関が連携を取る必要がありますので、今回、3町村で協議の場というのを設けまして、どんなものが必要なのか、支援で足りていないところはどんなところなのかといったような、支援者のほうも相談できるような、なおかつ支援が必要なご家族の方が相談できるような、そんな協議の場を設置しておるといふふうに考えています。

協議の場の具体的なところなんですけれども、既に障がいのほうで自立支援協議会というのがありまして、そちらの専門部会として医療的ケア児の協議の場を持つ機会を設置する予定となっています。

以上です。

○西田委員 それはどこかが持ち回りでやっていくんですか。

○川久保子育て支援課長 協議の場の詳細については、令和5年度から詰めていくような形にはなるんですけれども、そうですね、持ち回りで、河南町、千早赤阪村、太子町の持ち回りで、何というんですか、会議の運営自体回っていくことになろうかと思いますが、場所自体は河南町のほうで定期的を開催するように、今のところ考えております。

○西田委員 少しでも医療を必要とするお子さんを抱えている保護者の方が楽になるような動きをしていただけたらと思いますので、ちょっとまだ始まるころみたいなので、いろいろ進んでいったら教えていってくれたらうれしいなと思いますので、よろしくお願いします。

それともう一つ、新しい事業、一時預かり利用支援事業補助金、92頁にありますけれども、これも本当に一歩出たと思うんですが、一応どんな感じになるんですか。うちにはないから、よその自治体、その自治体、もうこことこことここと決まっているのか、

保護者の方が見つけてきたところ、どこでもいいのか。それと、上限が決まっているのかとか、中身を少し教えていただけませんか。

○川久保子育て支援課長 新しく始まります一時預かり利用支援事業の補助金についてですが、本町は在園児以外を対象とした一般的な一時預かり事業というのがありませんので、本町で今できる支援というのはどういったことかというところの検討をいたしました。その結果、ほかの市町村の一時預かり事業を利用した場合、他市利用者の加算分を取っていらっしゃる自治体がありますので、その加算部分の補助をさせていただくような制度設計で考えています。

近隣市町村でちょっと調査をいたしまして、一時預かり事業の、他市の住民を受け入れているかどうかというところを調べましたところ、大阪狭山市、羽曳野市、河南町、千早赤阪村は、住民以外の受入れのほうもされているというところで、そのうちの羽曳野市と河南町は、加算分を住民以外の方には取っていらっしゃるということだったので、羽曳野市、河南町の施設を利用された際の加算部分の補助をさせていただこうと思っています。金額のほうなんですけれども、河南町は在住者が1時間当たり350円なんですけれども、町外の利用者は420円となっていますので、差額の70円の補助をする形になります。一方で、羽曳野市なんですけれども、羽曳野市は1日当たり3千円の利用料を、住民の方には3千円の利用料なんですけれども、市外在住者の方は4千800円徴収されていますので、差額の1千800円、こちら8時間で割り戻したら1時間225円になりますので、1時間225円を上限に補助をさせていただく予定にしています。

以上です。

○西田委員 こういうことが始まりましたということ、また大きく宣伝してもらいたいと思います。それと最初に、うちは在園児以外がないとおっしゃったんですけど、本当、幼稚園型であったりとか、教育委員会であったりとか、名前としては一時預かり事業をしているので、そことどうにか結ぶこともできないのかとか、先ほどで終わりではなくて、先々を考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 102頁のところ辺になるかと思うんですけど、これ、具体的な質問ではないんですけど、私の肌感覚で、最近やっぱりコロナ明けで、町内で住民さんが、本当い

いきいき健康課というので、いきいき健康した生活を送ろうとウォーキング、ハイキング、山登りと、健康的な体力維持のために、いろいろ町内を散歩されている方、二上山に登山行かれる方とか、健康づくりといったところで、今まで地道に健診事業、各食育、健康食品関係、糖尿予防教室のところのことは、ちょっと住民さんにそういう意識が芽生えてきているのかなという、また、芽生えてきた方が多くなってきているなというふうな感覚を持っているんです。やっぱり、ただ単に道歩く、山登るだけではなくて、福祉だけではなくて、やっぱり1階、2階、3階、何ができるのか、ほかに何かそういうところで、力を合わせて何かできないかという、いいタイミングではないかなとは思っておるんですよ。道にしても、もうちょっと歩道を整備して、ええところやろうやとか、植え込み、ちょっと工夫しようかとか、ここからここは何メートル、200メートル歩いたのでカロリー何ぼ消費しましたよとか。二上山1回登ったらカロリー何ぼ消費しますよとか、そういうような健康的なまちづくりというのが、すごく今まで地道に事業を進められていたのが1つ、いいところで、住民さんに認識してもらえているのかなと思っているんですけど、その辺のこれからの大きなお考えとか、何かありましたら教えていただけませんか。

○堀内いきいき健康課長 健康につきましては、昨年第4次健康太子21という計画を策定させていただいております。その中でも様々な健康づくりの、いわゆる住民さんの個別の自主組織のボランティアとか、ネットワークについてとか、歩く、毎月万歩会とかストックウォーキングとか、歩こう会とかいうのでは、様々な活動に、うちもいろいろと計画しながらやっております。また、まずはこの計画に取り組んでいる支援、もしくは協力、連携をして進めていきたいなというふうに、大きくは考えております。

○村井委員 今こそ、だから福祉だけではなくて、ほかの部署とも連携を組んで、やっぱり相乗効果的に、何かそういうのを検討してもいいのではないかなというタイミングだと思うんです。特にこのコロナ明けの、住宅に缶詰めでいてくださいねと言ったときの後なので、余計にやっぱり、人間って反作用ではないですけど、体を動かさなあかんわとかいう意識を持っている住民さんが多いと思うので、いいチャンスだと思うので、その辺はちょっとまた、できるのであったら検討していただけたらなと思いますので、お願いしておきます。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 1つだけ忘れていました。だから、町長の公約を見ながら、今年度はちょっ

と話があるかなと思っっているんですけども、1つだけ、大きなことで、0歳から5歳児対象の就学前保育・教育無償化実現ができていない気がするんですけども、この点は町長、いかがお考えですか。国が追いつくかなと思ったんですけども、0歳から2歳だったっけ、そこは所得制限がまだ入っているんやっったかな。それを超えようと思ったら、太子町にもその部分は要るかと思うんですけども、これがちょっと残っっている気がするんですが。

○川久保子育て支援課長 0から2歳の保育園無償化のご質問だと思うんですけども、0から2歳を無償化することによって、待機児童というのも増えてくるかと思っいます。保育ニーズの高まりがあるかなというふうに考えています。ですので、早期の完全無償化というのは慎重に、やはり考えていくところかなというふうに考えていまして、例えば今やっっています多子世帯の補助金を、拡大するですとか、あと、所得制限を一定設けるですとか、年齢を、0から2歳を、2歳から始めるですとか、そういった段階的などころから検討していくというところも必要なのかなというふうには思っっています。なので、近隣自治体とか、いろんな参考にしながら、これから取り組みをしていきたいというふうに思っっています。

○西田委員 そうは言いながらも、そしたら完全無償にしたら幾ら要るといっ計算はされていっるんでしょうか。

○川久保子育て支援課長 現在、保育料として入ってきているのが2千500万円、調定、大体例年それくらい、計算したら2千500万円くらい入っっていますので、そのものなくなるといっうふうに考えています。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○建石委員 90頁の、いろいろ聞きたいねんけど、保育所運営事業費の中で病児保育事業補助金という制度が、これもまだできて、制度が新しいと思っうんですけど、これ、やわらぎも松の木さんも、両園とも取り入れられていますか。

○川久保子育て支援課長 この病児保育事業補助金、こちらは松の木保育園1園分の補助金の金額になっています。やわらぎ保育園さんのほうは、まだ実施のほうされていないんですけども、要因としては場所の問題と、あと看護師さんの配置の問題があるといっうことで、まだちょっと導入のほうはされていないといっう状況です。

以上です。

○建石委員 これは看護師資格を持った保育士さんがおられて、これは申請か何か、その

規約があったでしょうかね。

○川久保子育て支援課長 保育士さんでなくてもいいんですが、看護師さんの配置のほうが必要になっていまして、大阪府のほうに届出をさせていただいて、事業の届出をさせていただいて、公示という形で始めさせていただくような形になります。

以上です。

○建石委員 私もこれ、制度の、補助制度できたとき、非常にいいなと思ったんですけども、1園だけしか取り入れていないというのも、ちょっといかなものかなと思って。できましたら、やっぱり、やわらぎさんですか、取り入れられていない、いろんな事情もあろうかと思うんですけども、できるだけ町としても、恐らくこれ、ほとんど公費、町の負担金はなかったような気もするので、PRしていただければいいかなと思うので、その辺のところも。というのは、保護者さんで、今、1園がこういう資格を持った人がおるのに、もう片方がないというのも、ちょっとやっぱり病気になったときに不安感を抱かれる可能性もあるので、そのようなところも、また機会があれば、制度が軌道に乗っていかれるように、周知のほうよろしく願いしておきます。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ないようですので、健康福祉部関係についての質疑を終わります。

以上で、本日の質疑を終わります。

次回は明日8日水曜日となっておりますので、よろしく願いいたします。

これにて委員会を散会といたします。

本日はご苦労さまでした。

午後 4時11分 散会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

予 算 常 任 委 員 長 辻 本 馨